

第百七十一回国
参議院財政金融委員会會議録第九号

平成二十一年三月二十四日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 円 より子君
理事 尾立 源幸君
大久保 勉君
大塚 耕平君
小泉 昭男君
椎名 一保君

委員 池口 修次君
川上 義博君
喜納 昌吉君
富岡由紀夫君
藤末 健三君
牧山ひろえ君
水戸 将史君
峰崎 直樹君
山下八洲夫君
末松 信介君
鶴保 庸介君
中山 恭子君
林 芳正君
藤井 孝男君
森 まさこ君
荒木 清寛君
白浜 一良君
大門実紀史君

国務大臣

財務大臣 与謝野 馨君
(内閣府特命担当大臣(金融))

副大臣

内閣府副大臣 谷本 龍哉君
財務副大臣 平田 耕一君
事務局側 大嶋 健一君
常任委員会専門員 梅溪 健児君
政府参考人 内閣府大臣官房審議官 湯元 健治君
内閣府大臣官房審議官 大藤 俊行君
金融庁総務企画局総括審議官 烟中龍太郎君
金融庁検査局長 三國谷勝範君
金融庁監督局長 佐藤 文俊君
総務大臣官房審議官 木下 康司君
財務省主計局次長 加藤 治彦君
財務省主税局長 佐々木豊成君
財務省理財局長 玉木林太郎君
財務省国際局長 岡本 佳郎君
国税庁次長 横尾 英博君
中小企業庁事業環境部長 横尾 英博君

参考人

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 安居 祥策君
日本銀行理事 水野 創君
日本銀行発券局長 大泉 琢君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○平成二十一年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二十一年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二十一年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)

関与算(内閣提出、衆議院送付)について
(内閣府所管(金融庁)、財務省所管及び株式会社日本政策金融公庫)

○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局総括審議官大藤俊行君外五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(円より子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に参考人として株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君、日本銀行理事水野創君及び同発券局長大泉琢君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(円より子君) 去る三月十八日、予算委員会から、三月二十四日の一日間、平成二十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)

関与算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管及び株式会社日本政策金融公庫について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。
委嘱されました予算について政府から説明を聴取いたします。与謝野財務大臣兼内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、平成二十一年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳入予算、各特別会計歳入歳出予算及び政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。
まず、一般会計歳入予算額は八十八兆五千四百八十億円余となっております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙収入は四十六兆三千十億円、その他の収入は九兆一千五百十億円余、公債金は三十三兆二千九百四十億円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は二十二兆九千八百三十三億円余となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、国債費は二十兆二千四百三十七億円余、経済協力費は一千五百三十七億円余、経済緊急対応予備費は一兆円、予備費は三千五百億円となっております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

国債整理基金特別会計におきましては、歳入百八十三兆三千九百三十五億円余、歳出百七十一兆三千九百三十五億円余となっております。

このほか、地震再保険等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては予算書等を御覧いただきますと存じます。

最後に、当省関係の政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。
株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務に

おきまして、収入二千三百九十四億円余、支出一千六百三十八億円余となっております。

このほか、同公庫の農林水産業向け業務等の各業務の収入支出予算につきましては予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

なお、時間の関係もございまして、既に配付しております印刷物をもちまして詳細な説明に代えさせていただきますので、記録にとどめてくださるようお願い申し上げます。

引き続きまして、平成二十一年度における内閣府所管金融庁の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

金融庁の平成二十一年度における歳出予算要求額は二百十六億円余となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費といたしまして百八十四億円余、投資者等の保護に必要な経費といたしまして二十億円余、金融機能の安定確保に必要な経費としまして七億円余を計上いたしております。

以上をもちまして、平成二十一年度内閣府所管金融庁の歳出予算要求額の概要説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長(円より子君) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、財務省所管の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。
まず、与謝野大臣に金融庁の予算に関して質問したいと思います。

リーマンショックから半年が経過しました。その間、国際的な枠組み若しくは物の考え方も大きく変化したと思えます。そこで、金融行政の基本方針は引き続き堅持しているか。例えば金融立国構想、ベタレギュレーション、こういった構想がございましたが、これに対して変化はございますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 今般の金融危機は百年に一度とも言われる厳しい状況であり、これを克服するために様々な措置を講じているところでございます。

他方、金融庁においては、従来から、我が国金融資本市場の競争力強化に向けた取組や金融規制の質的向上に向けた取組を進めてまいりました。少子高齢化社会が到来する中で、家計の資産運用の多様化や経済社会全体への適切な資源配分を進めるとの観点から、我が国金融資本市場の競争力を強化することは引き続き重要な課題であり、最近の金融資本市場の動向も踏まえつつ、強力に推進してまいりたいと思えます。

また、現下の金融経済情勢を踏まえれば、重要なリスクを早期に認識し、行政資源を効果的に投入することなどを柱とする金融規制の質的向上に向けた取組も極めて重要と考えております。

○大久保勉君 分かりました。一つだけ、コメントとしましては、金融資本市場の競争力は重要である、私も同感であります。

特に、これからは金融市場の枠組みをどうやってつくっていくか、国際的な会議がございしますが、その中で日本がどういう形でリーダーシップを発揮するか、日本の主張をどうやって他国に納得させるか、このことが是非とも必要だと思えます。今日はこういった論点に従いまして幾つか質問していきたいと思えます。

まず、次の質問としましては、平成二十一年度の金融庁の予算にしまして、こういった組織編

成をするのか、人員等に関しまして金融庁の参考人の方に質問したいと思えます。

○政府参考人(大藤俊行君) お答えいたします。
グローバルな金融市場の混乱を受けて、海外当局との協調、連携の強化や、金融市場における公正性の確保、金融仲介機能の適切な発揮等がますます重要となっております。

こうした政策課題に的確に対応するため、平成二十一年度における金融庁の予算案におきましては、所要の機構を手当てするとともに、金融庁全体でネットの四十五名の増員を行うほか、これらの増員に必要な経費を含む所要の予算を確保したところでございます。

具体的に申し上げますと、まず国際担当の総括審議官の設置を含む海外監督当局等との連携強化、証券取引等監視委員会の体制強化や格付会社に対する規制対応などの市場に対する監視・監督体制の強化、また中小企業金融の円滑化に係る体制の強化等、金融システムの安定性強化、金融仲介機能の適切な発揮のための体制整備などを行うこととしていくところでございます。

金融庁といたしましては、ただいま御説明申し上げましたこれらの機構、定員や予算を最大限に活用しつつ、引き続き現下の政策課題に的確に対応してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 続きまして、今後G20若しくはバーゼル委員会等で国際的な枠組み、特にBIS規制、さらには時価会計がこれまでどおり正しいのか、そういった議論がなされると思えます。実は私も民主党の方でも、峰崎委員を会長としまして企業会計小委員会というのを設置しまして、時価会計の在り方、さらにはいわゆるBIS規制の在り方等を議論しております。

そこで、政府の方針を確認したいんですが、考え方としましては、時価会計を修正する若しくは後退させる、こういった考え方もあります。もう一方で、いやいや、時価会計というのはそのままにしまして、いわゆる時価会計というのは鏡みたいなものであります、それから映ってくる実像に

対しましてBIS規制若しくはいろんな証券規制でもってマーケットのひずみ若しくは金融機関のひずみを直していく、こういった考え方がありと思えます。

そこで、日本は現在、時価会計を凍結するという方向なのか、それとも時価会計はそのままにしまして種々の規制を変えていく、こういった方向で考えているのか、このことに関して確認したいと思えます。

○国務大臣(与謝野馨君) 時価会計についてでございますが、財務情報の透明性を確保する観点から導入されたものであり、今日でも国内外でその意義は失われていないと考えております。また、国際的にも時価会計の凍結といった議論は支配的になっていないものと認識をしております。

また、銀行の自己資本について、先般のG20声明では、景気回復が確実になるまで所要自己資本を変更しないことが重要とされる一方で、金融規制が景気循環を増幅するのではなく抑制するようにするとされており、金融危機の再発防止の観点から金融システム強化の方向が示されているところでございます。

なお、現下の金融危機への当面の対応については、先般のG20の声明でも、必要に応じ、一、流動性支援の継続、二、銀行の資本増強、三、不良資産の処理等が重要とされております。

我が国としては、こうした短期的な対応に加え、中長期的な危機の再発防止に向けて国際的な議論に引き続き積極的に参画してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 ありがとうございます。

この問題は非常に重要でありまして、明日参考人質疑がありまして、うちの会派からは峰崎委員の方が参考人に対しても質問しまして、より一層の議論をしていきたいと思えます。

続きまして、金融機能強化法に関して質問したいと思えます。

政府参考人に質問しますが、三月までに何行がこの金融機能強化法に応募し、また幾ら資本注入

をする予定か、聞きたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたします。

三月十三日に、金融機能強化法に基づきまして、北洋銀行、福邦銀行及び南日本銀行の三行に對しまして資本参加の決定を行ったところでございます。

資本参加の額につきましては、北洋銀行が一千億圓、福邦銀行が六十億圓、南日本銀行が百五十億圓、三行合計で千二百十億圓となっております。各行に對しましては三月末までに払込みがなされる予定であります。

○大久保勉君 たしか金融機能強化法が昨年、可決、成立したときは二兆圓の枠だったと思いますが、今年に入りまして、二兆圓では足りないから十兆圓増やすということで十二兆圓になったと記憶しております。まだ一千二百十億圓しか応募がないということは、当初の目的から考えて、達成していないのか、いやいや、私は以前から主張していましたが、もうこれは使わなくてもよろしい、保険だと、日経平均が例えば五千圓になっても金融システムは盤石であります、なぜならば十二兆圓の資金を準備していますと、こういった考え方もあります。

そこで、この質問は実は中川前大臣に質問しました。中川大臣は是非とも取ってくださいというような議論になったと思いますが、与謝野大臣、この件に關してどう思われますか。

○国務大臣(与謝野馨君) それぞれの金融機関は自力でやりたいと思っておられますし、また資本が足りないときには自分の力で調達したいと思っておられるようでございます。この国の資本参加に關することは、これは国が資本参加とこっちから押しかけていくわけではなくて、やはり先方様から申請があるという、金融機関の御自分たちの経営判断に基づくものでございます。

今般、資本参加を決定した三行以外の金融機関においても、この法律の目的を達成できるように本制度を積極的に活用していただくことを期待を

しております。

○大久保勉君 大臣が期待されても使い勝手が悪かったらだれも利用しないと思いますが、その点に關しても、どうです、どうしたら使い勝手が良くなりますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 多分、国が資本参加をする国があってもないこうでもないと言うのではないかとこの気持ちで恐らく金融機関側が持つておられるので、本場にメカに關してはどうかにもならないという状況にならないとなかなか申請してこれないわけですから、先ほど局長が御説明したように、地方銀行から始まりまして資本が必要などころは申請を始めています、また必要な定款の改定等をやっておられますので、一つのことかけとして徐々にこの法律を利用していただい地域経済や中小企業のために貸出能力を高めていただきたいと期待をしております。

○大久保勉君 まだ抽象的に見えるんですけどもね。結局は、使い勝手が悪かったら一年たつても二年たつても申請はないと思うんですよ。ですから、二つの方法しかないと思います。一つは、本当に貸し渋りが蔓延するんだつたら強制注入をする、法律を変えて強制注入をする。こういふ方向か、若しくは、いわゆる国の政策、中小企業に對してお金を貸し出すという政策を代行するためには金融機関に何らかのインセンティブを入れるということですか。

具体的には、優先出資証券の例えば配当金をゼロにするというふうな、いわゆる借りなかつたら損だと、場合によつては株主代表訴訟を起こされるような状況に持つていく。じゃ、国から補助金を渡すことに意義があるか。これは、公的資本をといひましたら、場合によつては十二・五倍の金額だけ中小企業にきつちり融資をする、もし融資しなかつたら罰則を科す、こういった張り網の利いた制度が必要だと思ひます。

大臣としましては、一番の強制注入の方向か、若しくは二番のインセンティブを入れるか、どちらの方向がいいと思ひますか。

○国務大臣(与謝野馨君) インセンティブが強制的にやるかという御質問でしたら、この制度とは關係なく、強制的に物事をやるというのは多分そんなにうまくいかないと思ひますから、インセンティブの方だろうと。二つしか選べないものがあるとしたら、そちらの方ではないかと思ひています。

○大久保勉君 具体的にインセンティブの出し方も検討してもらいたいんですが、もう一つは、やはりいったん公的資金を取つたら金融庁の検査で非常に嫌がらせがあるからと、そういったおそれがあるとしたら、そういうことはしないです。ということをして是非大臣の方が金融機関に對して宣誓してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 私は、度重なる機会に金融関係者には、前回の資本注入とは全く違つて是非お願いしたいと、金融庁も国が資本参加をしたからといつてあでもないこうでもないと言ふようなことはないのでございまして言つてはいるんですが、なかなか信じていただけないと、こういうことでございまして。

○大久保勉君 金融制度というのは信頼というのが重要ですから、是非お互いの信頼感を構築してください。与謝野大臣はできると私は信じています。

では続きまして、財務省に關する質問をしたいと思ひます。

まず、外為特會に關して質問したいと思ひます。が、こちら、外為特會というのは現在残高が百兆圓あります。日本のGDPの二〇%、相当な金額であります。これまでは円とドルの若しくは円と外貨の金利差がございまして、それで剰余金が非常にたまつていました。過去には、五%の金利差があつた時代には年間で五兆圓の剰余金がたまり入れていました。金利差が四%でしたら、四兆圓の剰余金がたまり、二兆圓が一般会計に繰り入れています。その意味では親孝行な特別会計だと言われています。實際、平成十九年で一・六兆

圓、平成二十年で一・八兆、平成二十一年で二・四兆圓の一般会計繰入れがあります。

ところが、最近非常に困つた状況になつていて思ひます。いわゆる世界的な不況で、全世界の金利がほぼゼロ金利になりつつあります。特に、ドル、イギリスのポンド等はゼロ金利でありますから、円と外貨の金利差はほとんどゼロになつています。こういう状況では、為替リスクはありますが、金利差はなくなつていきますから、いわゆるリスクに對するバッファがなくなつてきています。さらには、円高に行つた場合に為替介入をしようとしたら、更に外為特會の残高が増えまして百兆圓から場合によつては百五十兆、二百兆圓になりましたら、GDPに對して三〇%、四〇%になつてしまひます。非常に大変な状況かと思ひます。そこで、外為特會の運営方針をそろそろ見直す時期が来ているんじゃないかと私は思つております。

そこで質問したいと思ひますが、今後見直す気はあるのか、若しくは見直すとしたらどういった方向性で見直していくのか、この点に關して与謝野大臣に確認したいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 今の日本は相当の外貨準備を持つておりますけれども、日本国が財産を持つてゐるから外貨準備を持つてゐるのではなくて、外貨準備、ドルを買うために市場からお金を借りて買つてゐるわけでございまして。これは為替リスクを常に内在をしておりまして、多分九十九圓ぐらゐのところプラス・マイナス・ゼロ、九十九圓以上は円高が進みますと外為特會自体が潜在的な評価損を持つことになつてゐます。

しかしながら、安全性や流動性に最大限の配慮をしなげらも、その範囲内で可能な限り収益性を追求するという基本方針では運用がされております。例えば、現下の国際金融情勢、国際金融危機に對するのために、IMFに對する最大の一千億ドルの貸付け、これは外為特會から出ていくものです。それから、アジア諸国との通貨スワップの取決めの拡充それからJBIICに對する外貨資

金の貸付けといった国内外の経済に資するような使い方もさせていただいております。

それから、もう一つ皆様方にもお考えいただきたいのは、やっぱり日本が一体どのぐらいの外貨準備を持っていることが適正規模であるか。これは国際的にも一致した意見もないわけでございますけれども、こういうことは常に我々に課せられた考えなければならぬ課題だと思っております。

いずれにしても、現下の金融危機の下では、外貨準備を活用して為替市場の安定を図っていく、このことが大事だと考えております。

○大久保勉君 外貨準備の適正な金額が重要であるというコメントがございましたが、ちなみに、これは質問通告していませんから、もし御存じだったら教えてください。例えば、ユーロ、米国、イギリス、こういった国の外貨準備はどのくらいか。分らないかったら結構です。

○政府参考人(玉木林太郎君) ユーロエリアの二〇〇七年末の計数をまずお答えしますと、ユーロエリア全体で外貨準備高は二千三百四十九億ドルでございます。英国が四百九十五億ドル、同じ時点です。

○大久保勉君 GDPに対して。

○政府参考人(玉木林太郎君) GDPに対して。ユーロエリアは二千三百四十九億ドルの外貨準備に対してGDPが十二兆一千五百八十四億ドルでございますので、対GDP比は一・九％となります。

○大久保勉君 米国はいかがですか、GDP比。あとイギリス。ほとんど二％以下になっているというのを確認したいと思っております。

○政府参考人(玉木林太郎君) 同じく二〇〇七年の計数で見ますと、米国が外貨準備のGDPに占める比率は〇・五％、英国の場合は一・八％となっております。

○大久保勉君 ここで分かったことは、イギリスが一・八％、米国が〇・五％、ユーロが一・九％、いずれも二％以下なんです。ですから、け

たが一けた違うんですね。

ですから、日本は二〇％の外為特会を持っている、これは事実であります。これを増やす必要があるか、減らす必要があるか。これは一概に言えないと思ひます、為替に対する影響もありますから。

ただ、ここで注文を付けたいのは、この二〇％の外為特会を賢く運用しなすという発想です。この一年間で財務省はかなり賢く運用されていると思ひます。ここで何度も議論しました。例えば、JBIICに対して五十億ドルの貸付けをしております。実は、これはかなり財政上インパクトがあると思ひます。この資金を仮に例えばシティとか若しくはUBS、外銀に対してオーバーナイトで一年間運用したときの金利とJBIICに一年間運用したときの金利、どのくらい差が出てくるのか。一応、昨日質問通告してありますので、参考人に質問したいと思ひます。

○政府参考人(玉木林太郎君) 御指摘の外為特会からJBIICに対する貸付けは、JBIICが相応のコストで調達できる長期の外貨資金に量的な制約があることにかなりがみ、その不足分について貸付けを行うものでございます。このため、JBIICへの貸付けはJBIICの外貨調達市場における調達状況を踏まえた金利とすることとしておりまして、御指摘の今年三月に実施する五十二億ドルの貸付けについては、米ドルLIBOR六か月の金利に〇・三％を足した金利で貸付けを行うこととしております。

米ドルLIBORの六か月に〇・三％を足した金利とオーバーナイトの米ドルLIBORとを昨日のレートと比較いたしますと、前者が約二・〇六％、後者が約〇・二九％と金利差が約一・七七％になります。これを、機械的な計算となりまして、三月中の貸付額五十二億ドルを継続していきますと、その金額は約九千二百萬ドルという差になろうかと思ひます。

○大久保勉君 九千二百萬ドルということは、約九十億ぐらいですか。ですから、運用の仕方だけ

で九十億円のプラスなんです。それも国にとつては信用リスクは減りますね。

といいますのは、外銀に対してオーバーナイトで貸すということは、外銀の信用リスクを取っている。一方で、JBIICに対して融資をしておりますから、これは国に対する融資ですから、リスクはない、信用リスクはございません。さらに、JBIICはこの資金を何に使うかといひましたら、例えばトヨタとかホンダとかソニーの海外現法に対して貸付けをして、いわゆる輸出企業等の外貨資金繰りを助けると、こういったことになりましたから、是非どんどん実行すべきだと思ひます。

さらには、じゃJBIICだけに貸し出して十分か。私はそう思ひませんで、もし金融危機が一層深刻化しましたら、メガバンクに貸出しをしないと、さらには政策投資銀行、場合によってはゆうちょとか、こういった別の金融機関にも貸出しをしまして日本の持っている外貨の有効活用を是非すべきだと思ひますが、このことに對しまして大臣の御所見を確認したいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 現下の国際金融秩序の混乱の中、諸般の資金ニーズに対応するJBIICの積極的な対応を可能とすることが必要となつておりまして、来年三月末までの措置として、外為特会から外貨資金を貸し付けることとしたところでございます。外為特会からJBIICに対する貸付けは三月中は五十二億ドルとなりますけれども、四月以降についても、今後、JBIICに対する融資のニーズやJBIICの資金調達の状況を踏まえまして、JBIICが引き続き適切に融資を行えるよう外為特会から貸付けを行うこととしております。

現時点ではJBIIC以外の機関に対して中長期の外貨資金の貸付けを行う必要があるとは考えておりませんけれども、いずれにいたしましても、今後ともJBIICによる円滑な外貨資金の供給に万全を期してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 現時点ではJBIIC以外は貸出し

する必要がないということですが、是非前向きに、例えば政投銀とか若しくはメガバンク等にも貸出しをするということを考えてほしいと思ひます。

現在、約八兆円外銀に対して預金をしてあります。この一部を政投銀とかメガバンクにいわゆる長期のドル資金として貸出しをして、その資金は必ず日系企業に出して欲しいと、こういう条件を付けましたら、かなり資金繰り対策になると思ひます。恐らく大臣の決断次第でできると思ひますから、大臣、どうですか、是非ここで決断してください。

○国務大臣(与謝野馨君) JBIIC以外のいわゆる日本の銀行、邦銀、ここは、ドルの流動性の確保を含めまして邦銀の資金の流動性を確保するのは日本銀行の役割でございます。その原資を何に求めるかは、まずは日本銀行において判断される事項であると考えております。しかしながら、日本銀行からの御要請があれば、当然外為の方でも真摯に検討しなければならないと思ひております。

○大久保勉君 少しがっかりしましたね。まだ平常時の考え方かなと思ひます。是非、百年に一度の金融危機でしたら、非常に柔軟な発想で決断してください。大臣しかこの決断はできないと思ひますから、今後は是非検討してもらいたいと思ひます。

続きまして、いわゆる外為特会、百兆円ありますが、これは何人で運用しているか御存じですか、政府参考人。

○政府参考人(玉木林太郎君) この外為特会の運用を担当しております者は、直接これを管理しております財務省国際局為替市場課で十九名、それから日本銀行国際局において二十五名となっております。

○大久保勉君 事実上フロントで運用しているのは十九名ということですね。ということは、一人五兆円も運用しているんですね。実は、もっと人を配置しまして、さっき言いましたように、J

B I Cにお金を貸し出すだけで百億円近く利益が上がるんです。利益が上がるといふか、運用利回りが上がっていきますから、もつと賢くかつリスク管理をしていくべき分野です。もつとこは重点的に投資すべきだと思ふんです。さらに、こちらのいろんな情報収集能力とかそういったものに関してもまだまだ不十分だと思ふます。能力は高いんですが、百兆円という規模、つまり国家財政、一般会計よりもっと大きい金額を運用していますから、それなりに対応すべきだと思ふます。

そこで、インフラとか資産規模に合った設備投資等をしたらどうかと思ふますが、大臣の御所見を聞きたいと思ふます。

○国務大臣(与謝野馨君) 必要なものはお願いして、当然きちんとしたディーリングができるようなことにしなければなりませんけれども、今のところ、ディーリングに必要な機器は一応全部そろっております。

○大久保勉君 そうなんですか。じゃ、大臣はディーリングルームに行かれたことありますか。

○国務大臣(与謝野馨君) ごいません。

○大久保勉君 行ったこともないのに、十分というのはどうやって分かるんですか。

実は、民主党でディーリングルームに視察に行きました。夏場でも冷房が効かない状況で、本当に狭い一角に押し込められています。それで百兆円も運用していたら、本当にかわいそうですよ。是非ここは、百兆円を運用しているということとで、それに合った設備若しくは条件の改善をお願いしたいと思ふますが、大臣の決断をお願いいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) もちろん、ディーリングルームには行ったことがございせんけれども、世界の為替の動向には常に職責上関心を払って注視をしております。

ただ、財務省の建物は、非常に古い、天井の高い冷房も暖房も効かないところでございまして、そういうところで働いている方はお気の毒の一語

に尽きると思っております。

○大久保勉君 そうですね。是非改善をしてください、長期的な意味で結構ですが、実際にひどいものです。

また、大臣は為替の動向は気にされていますが、じゃ、ドル金利の動向とか、ドル金利の動向は注視されていますか。ドルの金利、LIBORの金利は幾らとか。

○国務大臣(与謝野馨君) もちろん専門家が詳しく見ているわけですが、大臣としての判断が必要なきときにはきちんと判断をしております。

○大久保勉君 模範的な回答かもしれませんが、為替というのは金利とかいろんなものによつてで上がりませんが、是非専門家をもつと養成しまして、百兆円を運用していることに値するだけの設備投資若しくは人材投資を是非お願いしたいと思ふます。

特に、財務省は十九名しかいませんが、ここで何回か議論していて、一名だけ民間から人を採用しておりますが、その方は実際のトレーディングはされませんが、ただ単に情報収集だけです。公務員の採用というので難しいのでありましたら、日本銀行から人を採用するとか若しくは出してもらうとか金融庁から人を出してもらう、このことを是非実現してもらいたいんです。

このことは日銀の職員にとりましても、外為特会の運用の現場でいろんな知識を吸収してまた戻つていってバックオフィスでいろんな仕事をやる場合に、より密接な仕事ができるはずなんです。さらには、金融庁の職員がこういったところで研修しましたら、海外の為替動向若しくはマーケットの動向が分かりますから、同じような為替取引、資金取引をしている金融機関に対するより親切な若しくは的確なアドバイスができると思ふんです。

このことに対して御所見はございますか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 外貨資金の管理の充実を図るためには、御指摘の人員の増加だけではなくて、多様な知見あるいはバックグラウンド

を有する人材を確保することが重要だと考えております。こうした観点から、今般、資金管理専門官として為替市場課に債券市場の実情に精通した民間金融機関出身の方を採用したことはそうした意義があると考えております。

政府機関からの出向者、日銀あるいはその他の政府機関からの出向者を受け入れるという点につきましては、必要なスキルを持つ方が確保できるということであれば考えていきたいと思っております。

○大久保勉君 質的な問題と量的な問題、両方とも足りないと思ふんです。わずか一名の採用だったらもう全然駄目で、少なくとも人を倍増するとか、そういった抜本的な改革が必要じゃないでしょうか。実際に人が少ないから新しいことはしたくないということでしたら、大きい方向性を誤ると思ふんです。もう円とドルの金利差はほとんどゼロになっていきますし、今後為替介入をしようにとした場合に、外為特会がどんどん膨れ上がっていきますから、なかなかこれまでと同じような為替介入というのは難しくなる可能性がありますから、是非前向きにいろんなことを考えてもらいたいと思ふます。

そこで、一つ提案といえますか、こういったこともできますよということ御紹介しますが、外為特会がどうして百兆円かといいましたら、これまでずっと円売りドル買い介入がたまってドル価で一兆ドルになっていきます。どうしてそういうことが必要かといいましたら、日本は輸出産業が強いということ、為替が円高になってしまつたら輸出が伸びず国内景気が悪くなつていくと、こういった状況からでさう上がったものだと思います。

じゃ、為替を円安に持つていくための方法として、例えば今ドル価で、ドルで買つております米国の国債、若しくは、エージェンシーといいますが、ファニーメイ、フレディマック等の社債を、もうドルだったを買わないよ、ただ円建てだったを買ふといったことを表明したら大分違うと思ふんです。例えばサムライ債で三十年とか五

十年の債券を円建てで発行したら、日本にとりましては為替リスクはありません。そういったものを買つてあげるんです。そうしましたら、発行体の方はどうするかといひましたら、非常に三十年、五十年というのはいわゆるスワップ市場といひのはございせんから、もし必要となれば、もつと円を、例えば一千億円資金調達したら一千億円の円を為替市場で売却してドルを調達して、自国のドル資金に使つていく。もちろん三十年とか五十年後の償還時には反対取引があります。短期的には円売りドル買いということ、為替市場に対して円安要因になります。

こういったことも踏まえて、いろんなことを検討したらどうでしょうかということ。この点に關して、いかがでしょうか。

○政府参考人(玉木林太郎君) 米政府あるいはG S E等が円建ての債券を日本で発行するサムライ債の発行というのは、当然のことながら一義的には各国当局等の判断によるものでございまして、仮に外国当局がサムライ債を発行した場合であっても、これを外為特会で直接保有するということは法律上できないと考えております。ただ、サムライ債の発行については、円の国際化あるいは我が国投資家にとつての為替リスクのない投資対象の拡大といった利点があることから、当局としてもできる限りこれを促進することが望ましいということと考えております。

こうした観点から、一つ例を挙げますと、先般、インドネシア政府が発行するサムライ債。これは、従来インドネシア政府が専らドルで資金調達していたものに加えて円建てのサムライ債を発行してはどうかという働きかけをしまして、それに対してJ B I Cが二年間で最大十五億ドル相当円の保証を付与するといった支援措置を表明したところございまして、こうした努力を今後とも継続してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 では続きまして、国際的ないわゆる租税逃れの動き若しくはタックスヘイブン国に対する規制、こういったことに関して質問したい

と思います。

例えば米国の例で申し上げますと、米国のIRSといまして日本の国税に当たる機関がスイスのUBSに対して訴訟を起こしまして、いわゆる脱税等の手助けをしているんじゃないか、補助をしているんじゃないかということでいろんな議論がございました。最終的には、UBSの方が和解しまして、顧客口座を一部明らかにしているということと、さらには、ドイツではリヒテンシュタインという国に対していろんな捜査をすると、こういった動きが世界的に出ています。やはり税の公平化のためにはどうしても脱税をさせない、こういった努力が必要だと思いが、日本はこういった流れに対してどういうことをやろうとしているのか。つまり、アメリカ並みに若しくはヨーロッパの各国並みに、ちゃんとした国際的な脱税に関して捜査しようとしているのか、この点に関して質問したいと思っています。

○政府参考人(岡本佳郎君) 事実関係です、まず私の方からお答えさせていただきます。委員御指摘の米国の制度でございまして、一万ドル以上の外国口座の有無を報告することが義務付けられていると、そういう制度がございいます。我が国はそういった義務付けがされていないということ、制度に違いがあるところでございします。

それでは、我が国の方はどうするかということ、でございますけれども、国外への一定額以上の、現在のところ二百万円以上ですけれども、送金等を行った場合に、その内容を記載した国外送金等調査書、これを税務署に提出することを金融機関等に義務付けることなど、こうした情報を活用するなど課税上有効な資料情報の収集に努めているところであります。今後ともこうしたことを積極的に活用していきたいと考えております。

○大久保勉君 じゃ、アメリカのIRSがスイスの銀行に対して米国人の口座を明らかにしろということを言っていますが、日本の国税は、例えば

海外の金融機関に対して脱税をしているらしい口座に関して開示を求めることはできませんか。

○政府参考人(岡本佳郎君) お答えいたします。たまたま今挙がっておりますのがスイスとの関係ということと、ちょっと条約の関係がまだ規定が設けられておりませんけれども、我が国が締結しております四十五の租税条約、スイスを除きましてすべての租税条約に情報交換規定が設けられております。最近ではこれ年間二十万件以上の情報交換を実施しているところであります。こういうことを活用して口座に関する資料等も情報交換できるものというふうに考えております。

○大久保勉君 情報交換をされていることは一歩前進ですが、具体的にどの程度税金の取り漏れがあるかとか、そういった実態が調査されているかなんです。

実は昨年、質問主意書で日本のタックスギャップはどのくらいか、いわゆる税金の取り漏れはどのくらいかということ、質問しましたが、調査してないということなんです。昨年の委員会でも是非この辺りは調査してくださいということをお願いしましたが、現在のところタックスギャップに関して調査される方向性はございますか。若しくは、されましたか。

○政府参考人(岡本佳郎君) タックスギャップについての議論は承知いたしておりますけれども、実際のどのくらい脱税が、国の内外を問わずですけれども、捕捉されているかという点については、根本的に我々として把握するのが難しいのではないかとというふうに考えております。ただ、いろいろな情報収集を通じて極力そのタックスギャップをうずめていく、なくしていくということとは重要な課題であると考えております。

○大久保勉君 具体的にどれだけ大変かということ、を質問したいと思いますが、例えば、海外送金はチェックできるということですが、じゃ、もし宝石とか若しくは貨幣とかそういったものを海外

に持って出ていって、海外で口座を開いた場合、開くことは可能でしょうか。その場合に、恐らくは、税関でそういったいわゆる金地金の持ち出しとかそういったことがチェックできるような体制になっていきますか。もし、これは質問通告しておりますが、可能な範囲でお答えください。

○政府参考人(岡本佳郎君) 実際に税関の現場でというのはちょっと私どもの方から正確にはお答えできませんけれども、我々も、国外取引、海外取引それから海外への資産流出ということについても強い関心を持ってフォローしているところでございます。

具体的には、個別には申し上げられませんが、先ほど申し上げました租税条約に基づく情報交換の件数で見ても、直近の十九年度で約三十万件に上る情報交換をいたしております。そういう中で必要な説明を図っていきいたいと考えております。

○大久保勉君 与謝野大臣に質問したいんですが、与謝野大臣は、景気が回復したら二〇一一年に消費税アップも考えていらっしゃるかと承知しておりますが、まず増税の前に税の公平性や脱税をさせないとか、こういった決意が必要だと思いが、今からでも遅くありませんから、きっちりこの辺りに対して、現場に対して指揮する若しくはタックスギャップをチェックする、そういったことを是非表明してもらいたいと思いが、

さらには、具体的に現場といえますのは、国税職員であつたり税関の職員の人数を増やすとか若しくは質を向上する、さらには研修をする、特に海外事例でございしたら専門家を増やすとか、いろんなことが必要だと思いが、これを一つ一つ実行してもらいたいと思いが、大臣の決意を聞きたいと思いが、

○国務大臣(与謝野馨君) 国税は万年人手不足でございまして、この職員の増強というのは、我々は要求しているわけですが、ある程度は認められますけれども、なかなか十分な体制とは思えない。

〔委員長退席、理事大塚耕平君着席〕
それともう一つは、やはり各国との租税に関する取決めというものをより幅広い国々、より自身の充実したものにするための努力というのは怠ってはならないと思っておりますので、先生の御質問の趣旨を十分体しながら税務行政をやってまいりたいと思っております。

○大久保勉君 公務員制度改革とかもございまして、公務員の人数を増やすのは非常に難しいのは承知しております。ただ、考え方を整理した方がいいと思いが、つまり、歳入に係る職員、これは当然ながら削減すべきだと思いが、ただ、一人の職員を増やして歳入が増えるんだったらそれは増やすべきだと思いが、ですね。ですから、費用対効果、そういったことも必要だと思いが、

特に国税職員とか税関職員というのは、その方を増やすことによりまして歳入が増える、脱税が減るということ、いわゆる税の不公平感も減らすことができますから、この辺りはいわゆる一般の公務員の削減とは別枠が必要じゃないでしょうか。こういった考え方はいかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 税というのは、税制自体の公平性、それからもう一つは徴税の段階での公平性、公平性と言われる場合には二つの意味を実は持つております。

租税自体の制度の公平性は国会で御議論いただいて決めていただくこと。やはり徴税の公平性というものは、税をいただくには人手が要するというところで、やっぱり最終的には納税者番号等を国会で御議論をいただく必要があるのではないかとと思っております。

○大久保勉君 納税者番号は当然であります、それなりに歳入を増やすようなところには人を重点的に配置すべきだと思いが、

ここは国税だけの問題ではありません、先ほど申し上げました外為特会でも、運用をうまくすることによって国家財政に寄与するんでしたらそこには重点投資すべきですね。その辺りの考え方

の整理をしたいんですが、大臣、是非、今後の財務省の運営、期待しておりますから頑張ってください。

では続きまして、日本銀行に対して質問したいと思ひます。こちらは資料を配付しておりますので、これを見ながら質問したいと思ひます。

過去に日本銀行の予算に關しまして、いわゆる投資が適切に行われているかということで戸田分館の問題を質問しました。これは平成十八年十一月ですから二年半前。国会で質問した結果がどの程度日銀にとってプラスに働いているのか、いわゆる改善されているか、そういった検証のためにあえて質問します。これまで国会の場合は、そのとき質問したら役所の方も対応して、時間がたつたらもう全く何も変わっていないと、こういった現象がありますから定期的にチェックすることが私は必要だと思ひます。

その観点から質問したいと思ひますが、まず資料の一の議事録に關して、実は福井総裁に対して戸田分館に關しては非常に問題じゃないかというところで、読み上げますと、「八百億の施設を投資しなくても日本橋の既存施設を手直しをするだけで十分対応できたんじゃないかと私は思ひますが、いかがでしょうか。」というところで福井総裁に質問したんです。それに対して福井総裁はどのようなことをお答えになったかということで、日銀の参考人、下線の文を読み上げてもらつてよろしいですか。

○参考人(水野創君) 読み上げさせていただきます。

しかし、銀行券の受入れ物量は戸田分館の建設前に比べましてやはり少しずつ増加してきておりまして、今のような状態であっても既に本店の施設のみではこの受入れは対応できない、こういう量に達しております。

以上です。
○大久保勉君 資料の二を見てください。当時使った資料で、日銀の方から提出いただきました。

ですから、平成十五年から十六年に關して日銀券の受入れが三十三億枚から三十四億枚に増えていまして、支払の方は三十一億枚から三十二億枚に増えているから増加傾向だということで、そのときは承知しました。そもそも日本銀行本店の受入れ能力は蔵人が三十三億枚ですから、ほとんど造成しなくても足りていたという議論をしていたわけですね。さらに、日銀券の支払に關しましては、本店の能力は四十二億枚ですからずっと下なうですね。想定というのがありますが、これは戸田分館を新たに新設する、これは八百億掛かっています、そのときにどのくらい日銀券が伸びるかということ想定していますが、その想定に比べて実績は相当低かったわけですね。

二年半前に質問しました。今どうなっているかということ、三ページ、資料の二の二を見てください。実際に平成十六年から十七、十八、十九、ほとんど増えていないんですね。福井総裁、当時の総裁は日銀券は増えますよと言っています、ほとんど増えていませんし、支払の方に關しては逆に減っている状況です。ですから、総裁といえどもそのときの答弁がいかにいかげんかです。ですから、実際に、平成十九年に關しましては、想定では四十三億枚受け入れるということなのに実際は三十五億枚しか扱っていません。さらに、支払に關しましては五十二億枚支払わないといけないというのに、実際は三十億枚です。こういったギャップに關して、日銀、どう考えますか。

○参考人(水野創君) お答え申し上げます。

御指摘のように戸田分館における取扱物量の実績が足下までのところで想定物量から乖離しているというのは事実でございます。

これは繰り返すにようになりますが、建設の構想の当時、将来の取扱物量を想定するに当たつて、長い目で見れば経済規模の拡大に見合つて増えていくということを基本としていたのに対し、実際には景気の低迷などの影響を受けて取扱物量

がさほど伸びていないということが原因でございます。

ただ、そのときに、同じく当時の福井総裁がお答えしておりますけれども、御指摘のとおりではありますけれども、しかしこれはこの先二十年、三十年、あるいはそれよりも更に長い期間を展望しながら是非お考えいただきたいというふうに申し上げておまして、私どもそういうふうに考えております。

以上です。

○大久保勉君 長期で考えましたら私どもは追及できませんから、長期ということで逃げないでください。

今、五十二億枚の想定が三十億枚ということ、六割しかないんですよ。一つだけいい方法を教えましょうか。政府紙幣が発行されましたら流通量は増えますよ。そういうことをしない限りは無理です。

ですから、戸田分館というのは、実は日銀内部でもう戦艦大和と言われているんです。ですから、もう発券局の暴走に対して、いわゆる関東軍みたいな暴走に対してだれも止めることができなかった。こういった情勢ですから、やはりきつちりガバナンスを利かせてほしいと思ひます。

資料の四ページを見てください。歴代の発券局長がどこに天下つたかです。

例えば、平成二十年五月六日に富山銀行に天下つております。確かに、日本銀行の場合はいわゆる当座預金取引先に関しては二年間は天下ることができないと称しておりますし、どうして天下っているんですか。

○参考人(水野創君) お答え申し上げます。

日本銀行では、局長長級の職員の再就職について、退職前二年間に就任していた職位が当座預金取引を有する営利企業、当座預金取引先と密接な関係がある場合、当該当座預金取引先の就職を退職後二年間自粛するというルールを設けております。

お尋ねですが、この当座預金取引先と密

接な関係がある場合ということについて、私どもは、様々な取引や審査など中央銀行の中核的な業務を通じて民間金融機関の経営に大きな影響を及ぼし得る意思決定に携わる職位にある場合ということを考えておまして、発券局長の場合はそうした職位には該当しないということで再就職をしております。

○大久保勉君 うまいことを考えますよね。

密接な関係、常識的に考えましたら、この富山銀行というのは日銀券を扱っているんでしょ。日銀券を納入したりいろいろやり取りしていますから非常に密接な関係先と考えますけれども、違うんでしょ。私は非常識ですか。

○参考人(水野創君) お答え申し上げます。

常識、非常識ということでは必ずしもお答えになつていかどうか分かりませんが、先ほど申し上げましたように、様々な取引や審査などの中央銀行の中核的な業務を通じて民間金融機関の経営に大きな影響を及ぼし得る意思決定に携わる職位にある者については密接な関係があるということ、再就職を二年間自粛するというふうなことが適当というふうに考えておるわけでございます。

○大久保勉君 立派な規則を作つても、実際に運営している人が非常識でありましたら非常識な結果になつてしましますね。是非、説明できるようなもう一度綱紀を肅正してください。

次のページ、資料の四を見ます。これは、平成二十年の四月から十二月におけるいわゆる契約金額の上位二十件です。

ここで注目しますのは、何と随意契約が多いことか。国土交通省の随意契約もチェックしていますが、国土交通省の方がまだましですよ。ですから、もうほとんど随意契約です。

それで、再就職者の人数ということで、全部ゼロですねということで、一社以外はゼロになっていますが、何か変だなということで調べました。特に、日本アイ・ピー・エムとかエヌ・ティ・ティに対しては非常に取引が多いんですね。次の

ページで、資料五、こういう基準で新たに出し直していただきたいという言いがありましたら出てきました。例えば日本アイ・ビー・エムには一名天下つていた、エヌ・ティ・ティ・データに関しては連結子会社に出ている、そういう意味では非常に問題だと思っています。

さらに、資料もありますが、例えば日本アイ・ビー・エムには理事が平成十六年に天下つていますし、平成十六年に京都支店長がエヌ・ティ・ティ・データに天下つていて、平成十七年度にエヌ・ティ・ティ・データ経営研究所に理事が天下つていて、こういった実態があるんですね。

ですから、日銀としては常識的なことが世間から見たら常識になっていますし、場合によっては中央官庁にとっても常識に見えます。ですから、この辺りは是非改善をお願いしたいと思いますが、水野理事、いかがでしょう。

○参考人(水野創君) 私どもでは、民間への再就職につきましては、個人の識見や能力に期待して外部から人材を求められた場合に限って、世間からいたずらに批判を招くことがないように留意しつつ慎重に対応するという基本方針で臨んでおりますし、そうしたことになるように細心の注意をもって運用しているつもりでございます。

引き続き、御理解を得られるように頑張りたいと思っております。

○大久保勲君 相手企業としましては、随意契約という形で是非とも来ていただきたいというご希望していますから、そういった点を是非考えてほしいと思います。

最後に、今日は、日銀にとりましては国際会議とか国際対応が非常に重要ということで国際関係の担当理事をお呼びしようと思いましたが、残念ながらOECDに出張ということで呼ぶ機会がございませんでした。次の機会に、是非とも日銀の国際政策に関して質問したいと思っております。

○椎名一保君 私からは、中小・小規模企業の資金繰り対策と政策金融改革について若干お尋ねを

申し上げます。

いいあんばいに緊急保証制度の実績が大部分上がつてきて、これは大変喜ばれているところではあると思いますが、それと同時に、旧債への振替という話が依然たくさん私どものところに来ております。このことについてどのように対策を取っておられるのか、金融庁と中小企業庁からお伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國合勝範君) 景気が急速な悪化を続ける中で企業の資金繰りも大変厳しい状況となっておりまして、金融機関によります適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっていると考えております。

緊急保証制度は、こうした現下の厳しい経済環境の中で中小・小規模企業の資金繰りを支援することを目的としたものであります。したがって、金融機関が緊急保証付融資の見返りに企業債務を返済させるいわゆる旧債振替が行われるとすれば、制度の趣旨に反するものであると考えております。

金融庁といたしましては、中小企業庁と連携しながら、緊急保証制度の活用に当たって、いわゆる旧債振替を行わないことはもちろんのこと、制度の趣旨を踏まえた円滑な資金供給の確保に一層努めるよう、金融機関に対し文書による要請を行っているところでございます。

また、先日、二月二十四日でございますが、金融機関の代表者を集めまして、そこで与謝野大臣並びに二階経済産業大臣から緊急保証制度の趣旨を踏まえた適切な活用と年度末金融の円滑化に向けた要請が行われているところでございます。

いずれにいたしましても、中小企業に對します円滑な金融は民間金融機関の最も重要な役割の一つであるとして認識しております。今後とも、民間金融機関に對しまして、緊急保証制度の適切な活用を含め、中小企業に對する円滑な資金供給に努められるよう促してまいりたいと考えております。

○政府参考人(横尾英博君) いわゆる旧債振替につきましては、信用保証協会と民間金融機関の約

定で原則禁止をされておりまして、緊急保証の実施に当たりまして、今金融庁からも御答弁ありましたが、二月二十四日の金融機関の代表者を集めた会合も含めまして、保証協会それから金融機関に對して徹底をされてきてございます。また、直接旧債振替に当たらないとも、信用保証協会への保証付融資を拡大する裏で別途民間金融機関が回収に走ったりすると、その結果、中小企業金融の円滑化が図られないというようなことがあつてはならないというふうに思っております。

この旧債振替の有無につきましては、保証協会で精査をするほか、私ども中小企業庁それから各地方通産局経済産業局に設置をしました貸し渡り一一〇番、あるいは金融庁と共同で全国で中小企業者の方から直接ヒアリングをして地域の声を幅広く聴取する中で把握をいたしまして、疑義がある場合には金融庁とも連携をして個別に調査、指導するといったような対応で臨んでいるところでございます。

この信用保証制度による中小企業向け支援を効果的にするためにも、中小企業金融の八割を担う民間金融機関の頑張りも引き続き重要でございます。私どもとしては、金融庁とも連携をいたしまして、緊急保証の適切な活用を含めまして、中小企業の資金繰りの円滑化に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○椎名一保君 それでも旧債振替をさせられているという話が止まらないわけですよ。

これは罰則とかはあるんですか、金融庁。

○政府参考人(三國合勝範君) いわゆる日ごろの検査あるいは監督等を通じて、そういった適切な業務運営が行われるよう私どもとしても適切な対応を促しているところでございます。

○椎名一保君 やっぱこれは止血なんですよね。なかなか中小・小規模企業の需要が見込まれないというようなことがやっぱ根底にはあると思うんですけれども。

不良債権にならないために必要な経営改善計画について、計画完了までの期間が五年に緩和され

ましたけれども、やはり声は五年ではなくて十年、十五年という、そういう要望が私どものところにも大分届いておりますけれども、この件についてどのような御所見をお持ちでございましょうか、金融庁。

○政府参考人(畑中龍太郎君) お答え申し上げます。

昨年十一月に監督指針と検査マニュアルを改訂をいたしまして、中小企業向け融資の条件緩和を行っても不良債権にならないために必要な経営改善計画の要件につきましては、ただいま御指摘ございましたように、計画完了までの期間を従来の三年から原則五年に緩和いたしました。あわせて、おおむね計画どおりに進捗している場合には十年まで緩和したところでございます。

委員から五年では短いので十年ない十五年という御指摘ございましたが、これは現在、いわゆる破綻懸念先から要注意先にランクアップするために必要な経営改善計画、これにつきまして最長でも十年と相なっておるわけでございまして、このように、企業の経営の見通しにつきましては、企業再生の実務あるいは現実の再建計画の期間等を踏まえまして、ある程度合理的に予測できる期間としては長くとも十年程度が現実的であると考えております。

この点は是非御理解をいただきたいわけですが、今回の見直しにおきましては、例えば計画完了まで十年以内となっている計画につきましては、進捗状況の確認ができない計画策定直後でございましてこれを適正な経営改善計画として取り扱うこと、あるいは計画が完了する十年後の状況につきましては、債務者が正常先になるような場合だけでなく、借り手の自助努力によって事業の継続性を確保できるような場合には、いわゆる要注意先にとどまる場合であっても同様の適正な経営改善計画として取り扱うなど、借り手に配慮した措置も併せて講じているところでございます。

いずれにいたしましても、中小企業を取り巻く

現下の情勢、大変厳しいものがございますので、金融機関に對しましては、条件緩和への取組についても引き続き借手の実情に応じたきめ細かな対応を促してまいりたいと考えております。

○椎名一保君　しっかりとお願い申し上げます。

あくまでもこれは借り手側の救済策でございますから、貸し手側に対する支援策というのはそれなりにきちっとされているはずでございますから、徹底して両省庁にやっていただきたいとお願いを申し上げます。

与謝野大臣、政策金融改革について現在の実情をきちっと認識をされて、率直な忌憚のないお考えを参議院の予算委員会等でお述べになられておられます。私は大変敬意を表するところでございます。これは決して小泉構造改革に逆行するとか構造改革が失敗したんだとかというそういう話ではなくて、やはり金融というのは経済の血流でございます。常にかきと流れるかどうかというのを前向きに、それに向かつていくというやはりお気持ちというのは非常に大切なことであると思っております。そういう観点では大変評価をしております。そういう観点から少し御質問をしたいと思っております。

金融改革後、政策金融と日本の民間金融がきちっと協力、補完して、総合的に経済の血流を支えてきたかどうか、それに対して大臣の率直な御意見を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君)　実は私も政策金融改革をやったときの責任者の一人でございますから、今振り返りますと、やはり金融危機対応に関しては少し見通しを誤ったなど実は率直に思っております。

それから、JBIICの役割というのはもう少し対外的に明確にして、日本という国はこういうことをしているんだということがはっきり分かる形に随分努力したつもりなんですけれども、やっぱりJBIICの存在というものをもう少し強くアピールできるようなことができなかったかなという

うことを実は心配をしております。

しかしながら、統合されたといえ日本政策金融公庫はきちんと業務をやっております。今度も金融公庫のセーフティネット貸付けについての金利引下げ等の拡充や、また信用保証協会の緊急保証の拡充等により中小・小規模事業者への資金繰りを行っているなど、公的部門の政策金融はそれでもこういう状況の下で一応その機能を果たしていると思っております。

ただし、政投銀、商工中金等々考えますと、やはりこれから、まあ三月は仮に乗り切れるといたしまして、四月、五月、六月、この秋等を考えますと、世界の状況がどう変わるかわからないと。そういう中で、もう一度日本の政策金融の果たすべき役割ということを国会の皆様方にお考えをいただく時期は来るのではないかと私は考えております。

○椎名一保君　ありがとうございます。

政策金融改革の評価と大変重要な問題提起を今大臣が率直にされたということは、大変私は意義深いことだと思っております。これからも前向きに議論をして、実情に合った金融政策をやっていくていただきたいと思います。

事務方に少しお伺いしたいんですが、昨年この委員会で峰崎委員長の下で視察に参りました、東京都内でございましたけれども、行政担当者や中小の小規模の経営者たちからいろいろ御意見を拝聴したんですけれども、とにかく政策金融が統合されてから使い勝手が悪いという、非常に何というんですか、素朴ないろいろな御意見が出てまいりまして、そういうことに対してきちっと事務局として、もう統合してしまっただからそれでいいということではもちろんないという御認識をお持ちだと思っておりますけれども、どの程度きちっと把握をされているか、ちよっと御所見をお伺いしたいと思います。財務省。

○理事(大塚耕平君)　ちよっと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○理事(大塚耕平君)　じゃ、速記を起こしてください。

○椎名一保君　余り単純なことなので、参考人の登録をしなかつたようでございますので。

いろいろ、これからはいろいろな見直しが行われるに当たつても、やっぱり現状をきちっとその辺りのことでやっていただかなければ困りますので、その辺りのことを大臣に、非常に窓口の話で大変恐縮なんですけれども、そういうことも大臣からしっかりと担当者に申し付けをしていただきたいと思います。

○荒木清寛君　それではまず、大臣に民間金融機関による金融仲介機能の発揮についてお尋ねいたします。

経済情勢の先行きが厳しい中にありまして、中小企業に対する金融機関の融資姿勢は更に慎重になっております。政府の緊急保証に頼り、保証枠がなければ融資を断るといふ実情も一部で報じられております。本来は銀行プロパーで貸せるような事業であつてもまず保証を取つてきてくださいと。これは、今議論になった旧債振替のように何か違法ということではないにせよ、余りにもちよっと安易に過ぎると思ひます。そうしたセーフティネットあるいは緊急保証制度の活用は当然であるとしても、金融機関には適切なリスクを取つて融資をするという金融仲介機能の発揮が今こそ求められると考えます。

予算委員会の参考人質疑の中で、構造改革についてこれは参考人質疑をしたわけでございますけれども、そうした中である参考人は、この構造改革によりまして不良債権問題は解決はしたけれども金融機能、金融政策の正常化はできなかったとしまして、現在銀行が巨大な不良債権を抱えているわけでは無いのに金融仲介機能が低下をして企業の支援をしにくくなつていふという、こういう指摘をされておりました。まさに今、本当にこの構造改革の真価というか、何のための不良債権の処理だったのかということが問われているような

事態でございます。

そこで、与謝野大臣に、こうした今の経済の危機の中にあつて金融機関の融資の現状といふか、この金融仲介機能を十分発揮しているとは言えないと思ひますけれども、こうした現状についてどういった大臣として認識をしているのか、まずお尋ねいたします。

○国務大臣(与謝野馨君)　景気の悪化が続く中で、金融機関の融資態度が厳しく感じられる中小企業が増加していると認識しております。

例えば、日銀発表の中小企業の貸出態度判断というインデックスを見ますと、マイナス幅が拡大をしております。より厳しくなつていふと。また、金融庁が中小企業と合同して行つております全国の中小企業者との意見交換会においても、金融機関の融資姿勢が慎重になつていふとの声が多く聞かれております。

御指摘のとおり、中小企業の資金繰りが大変厳しい状況の中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となつていふと認識をしております。引き続き、我々としては金融機関に對して中小企業に対する円滑な資金供給に努めるよう促してまいりたいと思つております。

○荒木清寛君　大臣は新聞のインタビューでもそうした金融機関に對して促していくということを報告されておられますが、より具体的な政策の対応として金融庁としては非展開をしていただきたいと思います。

もちろんこうしたときこそ、まさに政府系といひますか、旧来の政府系金融の機能を十分に発揮しなければいけないわけですが、先ほども報告がありましたように八割は民間の貸出しですから、民間の銀行がしっかりとこうしたときに貸出しをしてくれなければ中小零細企業というのは生き残つていくことはできない、こういう状況かと思ひます。

そこで、昨年改正になりました改正金融機能強化法に基づきまして、北洋銀行、福邦銀行、南日

本銀行の三行に對しまして資本増強を行うことが決定をされました。是非またこれについて、どんなこの十二兆円という枠を使つていただくような対応を期待したいと思ひますけれども。

また、金融庁は三月十日に金融円滑化のための新たな対応というのを発表いたしました。それを見ますと、主要行等への集中検査等も今後実施をしていくと、このことが第一項目として、特別ヒアリングと集中検査の実施というのが第一項目として挙がっているわけでございます。

これに對しましては、主要行側も、いやいや、我々も中小企業でも融資できるところにはもう十分に貸しているんだという、こういう反論といいますか意見もある一方で、当然これは私どもの方にも貸し渋り、貸しはがしを訴える意見、特に業種によつてはもう全く応じてくれないという深刻な意見が聞こえる報告があるわけでございます。

そこで、金融庁としましては、あらゆる措置を講じて中小企業にお金が回るようにしてもらいたいと考えますが、この三月十日の新たな対応については今後具体的にどう展開をしていくのか、このことについて概要を御説明願ひたいと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 三月十日に公表いたしました新たな対応は、景気の急速な悪化が続く中、中小企業はもとより中堅・大企業や住宅ローンを抱える個人も厳しい状況に直面していることを踏まえまして、企業金融や個人向け融資の円滑化に向けましてこれまでも様々な措置を講じておりますが、更に追加的な措置を講ずることとしたものでございます。

具体的には、五つの措置でございます。

第一に、金融円滑化への取組状況等に関する詳細なヒアリング、この結果を踏まえまして、原則として四月から六月に主要行及び苦情の著しく多い地域金融機関等に対して金融円滑化に向けた集中検査を実施することとしております。

第二に、信用保証協会による緊急保証付融資につきまして、特例的に自己資本比率規制上のリス

クウェートを一〇%からゼロ%に引き下げることにしております。今後、速やかに告示の改正を行ひまして、本年三月期決算から本措置が適用できるようにしたいと考えております。

第三に、コベナントの変更、猶予を行ひましても、そのみで不良債権、いわゆる貸出条件緩和債権に、これに該当しないことを監督指針に係るQアンドAにおきまして明確化しますとともに、コベナントを機械的、形式的に取り扱わないよう金融機関に對して要請したところでございます。

第四に、直接金融の機能低下と間接金融へのシフトを踏まえまして、リスク分散を図ることにやみまして資金供給を促進する観点から、シンジケートローンの積極的活用を金融機関に對して要請したところであります。

第五に、金融機能強化法を積極的に活用し、金融仲介機能を適切かつ十分に發揮してもらうための環境整備を行うこととしております。具体的には、国が資本参加を行うための株式等の商品性につきまして、金融仲介機能を平時に復するという制度の趣旨を踏まえ、配当利回りなどは平時の水準に設定するといった対応を行うこととしております。

いずれにいたしましても、企業等に対する円滑な金融は金融機関の最も重要な役割の一つであると認識しており、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○荒木清寛君 次に、BIS規制の強化について、動きがありましたのでお尋ねいたします。

株式市況の急激な変動により金融機関の自己資本が目減りをし、貸出しの抑制につながっているのではないかと指摘がしばしば行われております。昨年の改正金融機能強化法、この法改正もそうした観点から自己資本を充実して中小企業の円滑化を図ろうと、こういう立法目的であったと理解をしております。

そうした中で、バーゼル銀行監督委員会は銀行システムにおける資本水準の強化が必要というプレスリリースを公表しまして、いわゆるBIS規

制を強化をする方針を打ち出しております。もちろん、この世界的な現在の状況でございますので、この現在八%としている最低自己資本比率の引上げについては二〇一〇年に検討するというところで、今すぐやるということではないわけでありまけれども、この点につきましては、ドイツを除く欧州各国は自己資本比率の引上げに積極的である、このように言われております。

〔理事大塚耕平君退席、委員長着席〕

我が国としましては、こうした中で増資をして自己資本比率を引き上げるといことはなかなか容易なことではありませんし、慎重といひますか、反対という立場ではないかと、このように思っております。そうした中で、欧州主導でこうした問題について議論が進んでいきますと、ただでさえ金融仲介機能が十分に果たされていないと言われる状況の中で、大変これは我が国にとつてうまくない事態になっていくのではないかと、こうしたことを心配をしております。

そこで、この問題につきましても是非日本が議論をリードしていくべきであると考えますので、大臣のこの問題についての取組をお尋ねいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) バーゼル委員会が先日、三月十二日に公表した文書においては、先生御指摘のように、銀行システムにおける資本水準の強化の必要性が示されるとともに、現在の経済及び金融のストレスが継続している間は、世界的な最低所要自己資本の引上げは行わないことも併せて明らかにされているところでございます。こうした点について、さきのG20においても、景気が確実に、回復が確実になるまで所要自己資本を変えないことが死活的に重要との認識が共有されたところでございます。

金融庁としては、御指摘のとおり、金融機関の健全性の確保と金融仲介機能の充実の両立が図られるよう、国際的な議論に引き続き積極的に参画してまいりたいと決意をしております。

○荒木清寛君 最後に大臣にお尋ねいたします

が、昨年来の原材料高また金融危機を受けましての三十兆円という枠組みでの緊急保証制度またセーフティネット貸付けの実施、あるいは民間金融機関の融資についても今御説明があった様々な対策を金融庁として講じてきているわけでありまして、それは私も評価をしているわけでございます。

ただ、まだまだしかし中小企業の現場では悲鳴が収まらないといひますか、融資条件を緩和してほしいですとか、あるいは支払の延長を容認してほしいですとか、特に金融機関の柔軟な対応について様々な声があるわけでございます。

こうした中小・小規模企業の金融円滑化についての声にどう大臣としてこたえていくのか、最後にお尋ねいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、これから考えなければならぬのは、信用保証二千兆の枠で十分今年度乗り切れるかどうかという問題、また、政策公庫に十兆円の枠を設けましたけれども、これで十分かどうかという問題、また、中小企業以外の中堅企業、大企業の金融というものが三月末は仮に乗り切れるにしてもそれ以降大丈夫なのかと、そういうことも考えなければならぬわけでございます。

そういうことから、日本の金融機関は健全でありますけれども、貸出態度が非常に厳しいし、かなりの用心深さというものを今持つておりますので、やはり実際の必要となるに必要なお金が行くように政策的にこれを補完していくということ、これを更に充実するということを政府も考えますが、また、国会でもまたお考えをいただかなければならぬ、なるようになるのではないかと私は考えております。

○荒木清寛君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

私は、北洋銀行の一千億円の公的資金注入について質問いたします。

これは昨年成立したばかりの金融機能強化法に

基づくものでございますけれども、民主党の皆さんとか公明党の皆さんはもっとこれを使うべきだという質問をされましたが、私はこのスキーム、大変問題があるというのはもうこの北洋銀行問題で分かっていたんじゃないかなという点で質問したいと思っております。本来であれば、経過からいって中川前大臣にお聞きすべきことがたくさんあるのですけれども、おられなくなりましたので、金融庁の担当局中心にお聞きしていきたいと思いますが、まずそうはいっても与謝野大臣に大きな点だけ先にお聞きしたいというふうに思います。

資料を二枚お配りいたしましたけれども、要するに、この北洋銀行というのは、有価証券取引、リスクの高い有価証券取引に大変のめり込んだわけでございます。しかも、ほかの銀行もそういうところあったんですが、特にほかの地銀よりもこの北洋はちょっと異常なぐらいこれにのめり込んだわけですね。そういうところにまず公的資金を一千億も入れるということ、もう結論だけ先に申し上げますけれども、二枚目に、これは金融庁が認めた経営強化計画の中にあるんですけれども、中小企業に対しての融資でございますが、一千億公的資金を入れても二年半で中小企業融資は八百十三億円しか増やさないと、率にすると一％どころか〇・七八％しか増やさないと。こういう計画を金融庁はこれでいいですよということを認めたわけでございます。

一千億円、資本増強一千億円で八百億増やすというのは多いのかよく分からない方もあるかも知れませんが、資本が一千億増えるということ、これは信用供与の世界ですから、回していくわけですから大体十倍ぐらいの融資を増やしてもいいわけですね。一千億だと、全部それを融資に回すと、融資で考えていくとしたら、一兆円ぐらい融資が増えてもいいわけなんです。ところが、八百十三億という、もうその何十分の一といえますか、一千億入れて、それ以下の効果しか中小企業融資はないということでござ

います。

こんなものを金融庁は認めて公的資金の注入を決定したわけですが、こういうふうなことがあったら、あのときさんざん、去年議論をしたんですけれども、中川大臣に。中川大臣も、もう年末で大変だから、とにかくこの法案通してくれと、中小企業を救うんだと、中小企業融資を増やすんだと。与謝野議員ももうそればかり質問されていたわけですね。これだったら何のために、そんな何の効果も出ていないというか、全然違う話になっているんじゃないかと私は思うわけでございます。

要するに、じゃ一千億円どこへ行ったのかというところ、この有価証券取引での穴埋めにほとんど回って融資には回らなかったというのがこの数字じゃないかと。厳しく見れば、見なくても、普通に考えてもそういう話でございまして、何か中小企業の貸し渋り、貸しはがし防ぐためというのをさんざん中川大臣はここで答弁されたんですけれども、話が違っちゃないかと私は思います。

これじゃ、ただの銀行の不始末のしりぬぐいを、しかも経営責任を問わないというおまけ付きでやってやったと、それに公的資金を入れた、これだけのことになっているんじゃないかと。もうこれは数字が示しているんじゃないかと思いが、こんなのおかしんじゃないですか。与謝野大臣、いかが思われますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 北洋銀行は、今般提出した経営強化計画において、中小企業の潜在的な資金需要を喚起するよう、課題解決の提案や経営改善支援への積極的な取組、中小企業向け営業人員の強化等の施策を展開し、中小企業向け信用供与の残高を着実に増加させる旨を明らかにしております。

同行では、厳しいと見込まれる地元経済の中でこうした取組を着実に実施することで、二十年九月末に一兆七千四百二十七億円であった中小企業向け信用供与残高を二十三年三月末には一兆八千二百四十億円へと八百十三億円増加させるとも

に、中小企業向け信用供与残高の総資産残高に対する比率について、二十年九月末の二四・二五％から二十三年三月末には二五・〇三ポイントへと〇・七八ポイント上昇させると計画しているところでございます。

北洋銀行においては、本制度の趣旨、目的を踏まえ、経営強化計画で掲げた各種方策の確実な履行を通じて、中小企業向け信用供与の残高等の目標の達成はもろろのこと、地域の中小企業等に對する円滑な信用供与に努めていたきたいと考えております。

金融庁としても、同行の中小企業向け貸出しの取組状況について適切にフォローアップしてまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 いや、それはこれの説明なんです。私、この数字を与謝野さんはどう思われますかと。こんな一千億も入れなかったって、一％や二％中小企業融資を増やす、そういう計画を立てているところはどこでもありますよ。一千億入れて何でこんなしかならないのかと、〇・七八と、これおかしいじゃないかと、この法案の趣旨からいって。普通の話をしているの、普通に与謝野さん自身の言葉で答えてもらえませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) 単純に一千億の資本増加があったからその十倍ぐらいになるだろうというのは、それは多分ならないと思っております。これは、北洋銀行の自己資本比率が厳しくなっているという状況の下で資本充実をするために一千億の国の資本の供与を申請したわけでございます。当然ながら、その一千億がなければ他の中小企業に対する信用供与というものが続けられるかどうかという問題はありますので、この一千億の増分がそのまま融資残高の増加につながるというのではなくて、やはり北洋銀行が全体として、中小企業を含めた大中小の企業に対する金融仲介機能を今後とも発揮していくための私は増資だと思っております。

中小企業の増分が二年掛かりで八百億しか増えないというのは、そういう御指摘を受けるとさう

いう気にもなりますけれども、北洋銀行には北洋銀行の事情があつての国の資本注入の御申請だと思っております。

○大門実紀史君 ですから、中川大臣と本当はやりたかつたんですね。もうさんざん中小企業融資を増やすためだ。これは普通の銀行でも出している程度の融資計画だと、何のあれにもなっていない。ただ、私は、その十倍というのは普通の話をしただけで、全く十倍というわけではないわけじゃないんです。少なくとも、もっと増えていいんじゃないかと。こんな程度の計画で、何が中小企業のためにあの法案を通したんだと言えるんですかと、これを言っているわけでございます。

与謝野さんはちょっと御予定もあるみたいだし、もうちょっと研究して、次のときまたお聞きしますんで、きちんとしてもらいたいと、三國谷さんに聞いていきたいというふうに思います。

それで、まずこの経過がちょっとさんざん二三月の時点で、この機能強化法を利用しない、もう自力で資本増強やると。北洋が大変なのはみんなも知っていたこと、周知の事実だったんですけれども、自分で、自力で、劣後ローンなども含めて自力で資本増強を考えていたわけですが、一月の十九日ですか、公的資金の申請を検討するということを突如表明されて、その後、金融庁と相談して、それで検討の末、一千億の資本注入が決定されたという流れなんです。最初が自力でやるという流れだったのが、急に、急にこの金融機能強化法を使うというふうに変ったんですけれども、これはあれですか、金融庁がこのスキーム使ってくれというふうに要請されたんですか。○政府参考人(三國谷勝範君) まず、私もとしては、広く金融機関に対しまして、この法律が積極的に活用されよう、本制度の活用の検討につきまして積極的な呼びかけを行ってきているところでございます。

その一環といたしまして、他の金融機関と同様に、北洋銀行に対しましても本制度の活用を検討について呼びかけを行ったところでございます。こうした中、同行におきましては、自らの経営判断に基づき国の資本参加の検討に着手し、今般の申請に至ったものと承知しております。

○大門実紀史君 金融庁は、この法案が成立してどこも使われなさやメンツ丸つぶれですから、使ってくれ使ってくれと地銀業界とかに要請されていたわけでございます。

しかも、この北洋は第二地銀協会の会長行でございます。経営内容も良くない、この北洋が自力でやりますと、自力で資本増強しますと公言していたわけですね。そんなことを見過ごしたら、許しちゃったら、金融庁としては、この法案もどこも使わなくなりそうです。会長行が、一番ひどいと言われている会長行が自分自身で、自力でやるといったら、もうほかのところはこの機能強化法案のスキーム使わなくなってしまうわけですね。

また、北洋は前大臣の中川さんの地元である北海道でございます。そういう点からいくと、私は非常に政治的に、北洋は自力でやろうとしたのを、使ってくれという相当な働きかけがあったんじゃないかと思いますが、平たく言えばそういうことじゃないですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私どもは、この金融機能強化法の運用に当たりましては、北洋銀行さんにつきましても他の金融機関と同様に、私どもは事務的に一般的な呼びかけを行いますとともに、その結果として自らの判断に基づきましてこのような申請に至ったものと承知しております。過去におきまして、恐らくいろんな報道等ございますけれども、その時々報道についてはコメントする立場にございませぬが、私どもはいろんなこの法律の活用等を広く呼びかける中で三行の申請に参加に至ったものでございまして、北洋銀行につきましてもその一つということでございます。

○大門実紀史君 そもそも一千億円というのはどういう根拠の数字なんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融機能強化法に基づきます国の資本参加額は、金融機関が申請時に必要額を記載いたしまして、当局の審査の上、決定されるものでございます。

北洋銀行に対します国の資本参加額一千億円につきましては、同行の経営強化計画によりまして、一段の有価証券価格の下落への耐性を確保し、金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤を安定させ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにする、そのために必要な金額として一千億円の申込みがなされたものと承知しているところでございます。

○大門実紀史君 だから、一千億円の内訳を言うてくたさいよ。融資には回らないんだから、どこを埋めたんですか、一千億円です。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一千億円というのは、全体としての資本の強化につながるというものでございます。この考え方につきましては、今申し上げましたとおり、同行の経営強化計画の中で一段の有価証券価格の下落への耐性を確保し、金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤を安定させ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにする、こういった観点から一千億円の申請がなされたものでございます。

○大門実紀史君 北洋は、この一千億円の資本注入がなければ自己資本比率は何%になるのかという点に対して、大体七%台になると言っているんですね。国内行ですから四%以上あれば十分なわけですが、七%でも十分な自己資本なんですから、も、だったら別にこんな、自分たちで資本増強すると言っていたわけですし、一千億なくたって八%ぐらいの自己資本比率は確保できたということになりませぬけれども、全然心配なかったんじゃないですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 北洋銀行の資本参加につきまして、これも同行の経営強化計画によりますと、一つには、世界的な有価証券相場の混

乱にまだ出口が見えない中、当行も更なる有価証券価格の下落リスクに備える必要があり、二点目といたしまして、今後、金融市場に急激な変動が生じた場合でも、安定的に北海道内の中小企業向け信用供与を維持、拡大していくためには、予防的に自己資本の積み増しが必要であると判断したものと承知しております。

○大門実紀史君 いや、そうじゃなくて、金融庁がこの決定されたのは、この経営強化計画を含めて金融庁の判断を私は聞いているんだけど。とにかく法案作つた、使ってもらわないと困ると。それで押売セールスのように使ってくれ使ってくれといって、自分たちでやると言っているのに使ってもらって、金額も何かよく分からない腰だめの一千億で、自己資本九%ぐらいになっちゃうんですか、これで。じゃ、貸出しやるのかといったら貸出し増やさない。何のための資本注入なのか。まだこれで貸出しがわつと増えるという計画なら、少なくとも頑張つてほしいという気にもなりますけれども、こんな計画でよく認めたなというふうに思います。

実は、北洋銀行は元々この間、去年一年でいくと七百億も中小企業融資を減らしているんですよ。これは資金需要がないからだけとは限らないです。確かに北海道経済大変ですけども、もう一個一個取り上げませんが、貸し流り、貸しはがしの苦情がいつぱい来ております。ですから、元々貸し流り、貸しはがしをしていたわけですね。していたわけですね。何も資金需要がなく、借りてくれなくて数字が伸びなかつたんじゃないんです。そのときにこうやって公的資金を入れて、それでも伸びないと、こんな程度の計画だと。これはどう考えてもちよつとこれが明らかになっていくと納得されるものではないというふうに私、思います。

少なくともこの計画は、このわずか八百十三億、〇・七八%というのは、これ以上、これはクリアしなさいという意味でしょう、三國谷さん。——です。これでいいですという意味じゃない

いすよね。こんなものでいいわけないということ、これよりもっと頑張れという指導は少なくともされるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) まず金融庁といたしましては、こういった資本参加した銀行につきましては、その後の中小企業向け貸出しの取組状況などにつきまして適切にフォローアップをしていくことといたしております。

北洋銀行におきましては、本制度の趣旨、目的を踏まえた経営強化計画で掲げた各種方策、この確実な履行を通じて中小企業向け信用供与残高等の目標の達成はもろろのこと、地域の中小企業等に対する円滑な信用供与に一層努めていただきたいと考えているところでございます。

○大門実紀史君 時間が来たので終わりますが、金融機能強化法というのは何だったのかというのがつけから、のつけからばらを出したというふうに厳しく指摘して、質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長(田より子君) 以上をもちまして、平成二十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管及び株式会社日本政策金融公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(田より子君) ただいまから財政金融委

員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官梅溪健児君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(円より子君) 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○牧山ひろえ君 民主党の牧山ひろえです。よろしく願います。

前回に引き続き、確定申告のお話からさせていただきます。

先日、大臣は、自分で申告用紙を書いた方が自分と国とのつながりを感じると御答弁をされました。この点につきまして私と大臣は意見が一致しております、やはり納税者は自ら税計算を行い、そして税にもっと関心を持っていただきたいという、そのように私も考えております。大臣からいいものは広い心で取り入れていきたいとの御答弁もいただきましたので、私もいいものを御提案していきたいと勇気付けられております。今日も積極的に、前向きな議論ができればと思います。

資料一を御覧になりながら聞いていただければと思います。

そこで、大臣に早速伺いたいのですが、日本のNPO制度の制度設計の詰め作業をしたの

は与謝野大臣と堂本千葉県知事であったと大臣からのお話で伺いました。日本のNPOの制度設計においては、寄附金のシステムは組み込まれずに、結果として税務当局の裁量に任せられているとの御答弁も印象的でした。

さて、前回もアメリカを例として取り上げさせていただきましたが、アメリカの寄附文化がなぜ広まっているのかという点についてはいろいろな分析があると思います。私は、制度面がきちんとしているから寄附しやすいんだと考えております。

御存じのとおり、アメリカは多種多様な人種が集う国ですから、一言でアメリカと言っても様々な文化が混在していると思います。ですから、寄附文化が元々あったものではあるとは言えません。むしろ寄附行為は税の制度面から整備されているものであって、この制度がきちんとしているからこそアメリカに寄附文化があるのだと思います。つまり、寄附を制度化することによって多種多様な人々によって構成されているアメリカ人一人一人の方が、寄附システムを活用することによって他人を助けることとすとか自己満足の両立を図ることができると思うんです。ですから、大臣御答弁の寄附を妨げているのは税なのか文化なのかという問いかけに対して、私は、むしろ税の制度面から寄附文化をつくり出しているのがアメリカであるとお答えしたいです。

仮に文化的な問題だとしたら、私は、前回も申し上げましたけれども、日本人はこの国の人にも負けない思いやりを持っていると思いますので、逆に制度面の不備によって日本人が本来持つ善意を示す機会を失ってしまっているのだと考えております。

大臣にコメントを求めたいのですが、NPOの制度設計時に寄附の制度設計については真剣に議論がなされなかったとことですから、だったら今こそそのチャンスではないでしょうか。寄附の制度設計を再構築してみようというお考えは、お気持ちはおありでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) NPOを制度設計したとき、いろんな方がかわっていらっしゃいましたが、最終的に私が考えましたのは、法人格を取得できないで困っておられるボランティア活動の方々がたくさんおられるので、そういう意味では法人格の取得を容易にしようということでNPOのあの法案ができたわけです。

しかし、そのときにどうしても私は避けたかったのは、やっぱり暴力団その他が仮装、隠ぺいのためにこういうNPO法人なんかを使うということとは制度上断固阻止しようということ、NPOをつくったからすぐ税制上の恩恵を受けられると、これもやっぱり不合理な面があるんだらうというので、これは実は二つとも法律の中で考えてそういう形になったわけです。

しかし、先生が御指摘のように、やはり社会のために、他人のためにいい仕事をしようということに、やっぱり個人の善意が税制上一定の恩恵を受けられるというのは決して悪いことではないと私は思っておりますが、私どももそういうことにについては随分言ってきたわけですが、やっぱり伝統的な日本の税に対する考え方は、寄附については寄附の目的となる団体の事業等を相当精査して、やっぱり相当な社会的価値がないとそういう寄附に対して税制上の優遇を与えないと、そういう点ではなかなか日本は昔から厳しい制度を取ってきた。

さてこれからどうするかというのは、もう一つ議論をしなければならぬところであると思っております。

○牧山ひろえ君 私も、やはりこの制度を悪用する方は避けなくてはならない、そういう方がもしいらつしやるとしたら悪用されないように気を付けなくてはならない、高い認定基準をこれからも保ち続けなくてはならないという思いは大臣と一致すると思います。

また、大臣は前回、日本の寄附制度は文化的な要因と他の税との整合性の二つの大きな課題があり、容易に語ることはできないとおっしゃっております。

りました。

仮に文化面と税制面と両方に、両面にこの問題が起因するならば、税制面の管轄と責任は大臣だと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) これだけ文化と思われるものが多様化しているときに、どの文化に対して税制上の優遇措置をとるかというのはなかなか難しい問題であります。それから、社会的ないろいろな福祉活動、慈善活動等も非常に多岐にわたっておりますので、どういう分野にそういう税制上のいろいろな措置をするか、これも判断の基準が実は非常に難しい。そのところは考えなくてはならないんですが、そういうボランティアのほかに、やっぱり日本の伝統的な文化、新しい文化を育成するには、やっぱり予算上の措置あるいは税制上の措置、そういう両面にわたって物事が考えられていかなければならないのではないかと私は思っております。

○牧山ひろえ君 私も大臣と同じ考えですが、文化的な面もありますけれども、税制面では是非大臣に検討していただきたいと思えます。

まず、制度面についてお話を進ませていただきます。

私は、先日、個人が寄附をするときに五千円の足切り、五千円の壁によって寄附をちゅうちょしてしまうのではないかと問題提起いたしました。この点に関して大臣は事務が大変過ぎるという御答弁を終始したと記憶しておりますが、一方では税務作業の電子化が毎日進んでいる、日進月歩しているということが今の現状ですから、事務作業が電子化によって軽減されていることも事実であります。また、政府参考人の岡本さんはe-Taxが大幅に増加をいたしております。大臣も役人の方も税務作業の電子化によって事務負担が軽減されつつあるという同じ認識を示しているのです。

ですから、手間が掛かるから五千円で足切りをするという理屈は通らなくなると思えます。やは

りそろそろ現行の五千円の足切り基準を千円ぐら
いにしてみてはいかがでしょうかと再度提案して
おきたいです。良い提案は取り入れてくださると
いう大臣の有り難い御答弁をいただきましたので、是非ともこの考えを大臣として受け入れてい
ただきたいのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) これは専ら事務上の問
題でございますが、先生が確定申告を御自分でお
やりになった場合、寄附金控除に該当するかどうか
という部分を書き入れたときに千円、二千円を
書いて自分の所得からそれを控除するというほど
のことがあるかというので、多分これは税の実務
あるいは執行上の問題から五千円ということをし
てあるわけで、これは加藤主税局長に答えさせま
すが、五千円というのは別にこの数字が絶対とい
うわけじゃなくて、やっぱりおおむねこの辺で足
切りをしておけば事務も複雑にならないし事務量
も多くならないということで決めた、言わばアビ
トラリーな数字だというふうに私は思っております。

○政府参考人(加藤治彦君) 済みません。前回も
御指摘いただいて恐縮ですが、まさに今大臣から
御説明させていただきました、あの五千円という
数字というのはまさに決めていただく数字だと思
います。

それで、私も、前回もちょっと申し上げたこ
とを補足させていただきますが、事務上の問題、
それは課税当局及び寄附者本人の事務上の問題も
ございますが、私、前回ちょっと舌足らずでござ
いしましたが、結局、寄附金控除を受けるために
は、寄附を受けた団体から領収書ですとか、それ
から当該団体が寄附控除の対象となる特定公益増
進法人等である旨の証明書の写しを発行したか
なきやいけません。したがって、寄附を受ける側
のそういう事務も含めて、全体としての事務負担
ということで私、御説明をさせていただいたこと
ろでございます。

○牧山ひろえ君 寄附される側の負担というお話
についても後ほどお話をさせていただきたいと思

いますが、やはり多くの方々へ寄附をしたいとい
う気持ちがある方に参加していただくためにはや
はり五千円という数字はとてもハードルが高いと
思います。そして、先日お話にもありましたよう
に電子化が今進んでいるわけですから、これが不
可能だということとはちょっと理解に苦しみます。
また、電子化がどんどん進めばより細やかな数
字、本当に一円単位でいろんなものが容易に計算
できる、そういう時代がやがてやってくると思
うんです。ですから、いつまでも五千円じゃないと
という考えに固執するのはどうなのかなと思いま
す。

では、これまで紙ベースで申告をしていた方に
コンピュータ上の電子申告に乗り換えてもらう
ためにはどうしたらよいか。当然ながら電子申告
に乗り換えるメリットを設定するべきだと思いま
す。この資料一を見ながら是非話を進めていき
たいと思いますが、大臣又は参考人の方でも結構で
すから、電子申告に切り替えるインセンティブは
ございますでしょうか。

○政府参考人(岡本佳郎君) お答えいたします。
e-Taxにつきましては幾つかインセンティ
ブがございますけれども、まず代表的なものとい
まして、e-Taxを利用していただいた場
合に還付申告につきましては処理期間の短縮を図
るということを行っております。それから第二に
大きな柱として、電子認証の普及拡大のために電
子証明書等特別控除などの施策を取っております
で、こうしたことにより普及を図ってきていると
ころであります。

また、現在御審議いただいておりますこの法案
には、電子証明書等特別控除の適用期限の延長が
盛り込まれているところでございまして、今後と
もe-Taxの一層の普及拡大に努めてまいりた
いと考えております。

○牧山ひろえ君 今いただいた情報、インセン
ティブについてですが、これで急激に利用者が増
えるかどうか、これも検討する必要があると思
います。賛否両論あると思うんですが、電子申告を

する場合、寄附金控除額の算出時には、現行の寄
附総額から五千円を引く仕組みではなく例えば千
円を引くとか、民主党が提案しているようにある
一定の限度額を設けた税額控除制度を設けてみる
の方法ではないかと思えます。やはり納税者は
よりメリットのある申告方法を選択するでしょう
し、電子申告による税務の事務負担軽減も両立
できるのですから行政負担の軽減にもつながると思
います。

いいことづくめだと思うんですが、大臣いかが
でしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) インセンティブとい
うのはこの制度が普及するまでの過渡的なものでご
ざいまして、これをどの程度にするかというの
は、余りインセンティブを与えようとe申告がで
きない人に著しく不利になるということもありま
して、まあ五千円ぐらいいいところではないか
というところで決めた水準でございまして、絶対的
な水準というものは実はないと思っております。

○牧山ひろえ君 コンピューターがうまく触れな
い方もたくさんいらっしゃると思います。そのた
めには、やはり税務署でそういった方が入力作
業、電子入力作業ができるように、電子申告を進
めるためにもっとスタッフや税理士の人が必要
だと思ふんですけれども、そういった意味でもそ
ういう状況をいろんな観点から考えていかなくて
はいけないと思います。

もう一点、総所得に対する控除限度額の件で
す。現行では四割となつていますが、もしかする
といろいろな理由からたくさん寄附したいという
方がいらつしやるかもしれませんから、その受皿
として上限を更に緩和するべきだと思います。も
ちろん、大臣が懸念する脱法の温床にならないた
めに高い認定基準を保つべきだと考えますが、脱
法の温床になることを避けつつ善意の受皿をつ
くっていかなくてははいけないと思っております。
例えば、人の命にかかわることや公益性が極めて
高い活動をしている団体には上限を緩和する措置
をとるべきだと考えております。また、実際、現

行の寄附税制において法人が指定寄附金に寄附を
した額は全額損金算入という扱いになっておりま
すから、この提案は無理難題ではないかと思いま
すが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) この限度を設けている
という背景の思想は、個人が自分のお金の使い道
は自分で決めていいということはあるけれども、や
っぱり自分の好きなところだけに使われてしまうと
国としては困る。やっぱり控除をするにしても
限度があるだろう。例えばこれを一〇〇%にする
と話はすぐ分かんるんですけども、国の関与が全
くなくなる、国民全体の意思の関与がなくなる
というところで、アメリカは五〇%ですから、日本も
三〇から四〇に上げて、まあいいところまで来て
いるのではないかとこのように私は思っております。

○牧山ひろえ君 私が申し上げているのは、NP
Oでも本当に人の命を助けるですとか高い公益性
がある、そういうようなNP Oを指しているわけ
であつて、そういうような高い基準を満たしている、そ
ういうNP Oは支えるべき、私は応援するべきだ
と思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) NP Oというのは、公
益のためにやっていたら、自分たちの、自分の
利益のためにやっていたらという団体です。これ
は、より優遇するというのは、多分そのメルク
マールは国の仕事、公の仕事の代替性をどのぐら
い持っているかということによつて決まってくる
んだらうと私は思ひます。これはまさに国や地方
団体がやらなきゃいけない仕事、それを代わりに
やっていると場合と一般的な慈善活動という
ものは、多分理念の問題としては取扱いが違つて
もいいのではないかと私は個人的には思っており
ます。

○牧山ひろえ君 是非、高い公益性のあるNP O
は積極的に応援していただきたいと思ひます。
先ほど参考人の方から、寄附を受ける側の領収
書の発行ですとか、そういった事務的な手続の懸
念のお話がありましたけれども、これは具体的に

どの団体から言われたことなのでしょいか。具体的な例があったら教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(加藤治彦) これは一般論としてこれまで指摘されてきたこととございまして、例えば赤い羽根の共同募金のように小口の集める募金も結構ございまして。そういうような場合に、赤い羽根募金に一つ一つ領収書を発行するということは実際なかなかできませんので。ただ、制度として寄附金控除制度の適用になれば当然求められれば出さざるを得ないということについて、実際問題として現場で対応ができるかどうかという議論はかねてから私も検討の過程で議論をさせていただいております。

○牧山ひろえ君 具体的な例がないのにそういうことをおっしゃるというお話を伺うと、何かとても消極的なお話を伺っているような感じがして残念なんです。是非、そういう声がない限りは、少額の寄附でも受け入れてくれる、有り難く受け入れるNPOはたくさんあると思ひますので、そういった方々を応援していただきたいと思ひます。

また、前回ホームページについて伺いましたけれども、NPOのうち税の優遇が受けられるものをどのように拡大するか、以前から課題になっておりますとの御答弁がありました。要するに、国税庁は認定NPOの存在を広く国民に御紹介する立場にあるわけだと思ひます。

前回の質問で私は、国税庁のホームページ内にある認定NPO法人名簿のページについて、せめてそれぞれのNPO法人名にリンクを張るべきじゃないか、ちゃんとこういう活動をしているか御紹介するべきではないか、そういう意味を込めて申し上げましたけれども、その後変更された形跡はないんですが、そういうお気持ちはないんでしょうか。

○政府参考人(岡本佳郎君) ホームページについてのお問い合わせがありましたので、ちょっとお

答えをさせていただきます。

そもそも、国税庁長官は、認定NPO法人として認定をいたしましたときに、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに認定の有効期間を官報に掲載することにより公示することとされております。また、この公示された事項に変更があったときや認定を取り消したときも同様に公示することとされております。これを受けてまして国税庁では、認定NPO法人について公示したこれらの事項を広く周知するために、国税庁のホームページに認定NPO法人の一覧を掲載しているところであります。

それ以上の詳しい事業報告とか、そういったことなんでしょうけれども、これは分量が非常に大きくもなりますので、また制度的にも、まず所轄の税務署において認定NPO法人の事業報告書や収支計算書等を閲覧させるということにいたしておられます。また、御承知のように認定NPO法人自体もこれらの書類を閲覧することとされておられます。認定NPO法人の行う広報活動と併せてこれらの制度も御利用いただきたいと考えております。

そしてさらに、ホームページにリンクを張るぐらいはするべきではないかという御質問ございました。我々の国税庁のホームページに各種のリンクについてのお問い合わせもあるんですけれども、国税庁のホームページから個々の認定NPO法人のホームページにリンクを張ることにつきましては、法人側のホームページのアドレスを継続的に管理していく必要があるということなどの問題があることから、慎重な検討が必要と考えているところでございます。

○牧山ひろえ君 そんな大げさな問題ではないと思ひます。せめてリンクを張るということは容易なことですよ。それによって、各ホームページはそれぞれの団体が管理しておりますから、そんなに大げさに考えなくても大丈夫だと思ひます。

さて、時間の関係から前回御紹介できなかったハンガリーの事例を取り上げます。資料四を御覧

ください。

ハンガリーではパーセント法を導入しております。これは納税者が納税額の1%から2%相当を指定したNPOなどに振り分けることができる制度です。日本のふるさと納税とはお話が違いますが、ここではあらかじめ申し上げておきます。このパーセント法は一九九七年から始まったことですが、二〇〇四年には納税者の三人に一人がこの制度を利用して、何と二万三千ほどのNPO法人、団体などに寄附をしていたそうです。わざわざあつても納税者が自分の税の行き先を決めることができれば納税者意識の向上にもつながりますし、結果として税を受け取る行政側も税を大切に使わなくてはいけないという良い緊張感が生まれると思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) ハンガリーの例については私全く詳しくないのでコメントができないのは残念でございますけど、一般論として申し上げます。国の予算編成においては、政府はやはり全員の国民各層の多種多様なニーズを総合勘案、調整して予算を作成し、それを国民の代表機関である国会に提出して御審議をいたして御承認をいただくというプロセスになっておりまして、税金を集めるときからそれが決まってしまうという制度については慎重にならなければならぬと思ひますが、唯一例外は、日本の場合は政党助成金じゃないかと私は思ひます。

○牧山ひろえ君 参考までに、パーセント法は九六年にハンガリーで導入されて以来、ほかにもスロバキアですとかリトアニア、ポーランド、ルーマニアなどに広まっております。国によっては税務当局が振り込み手数料を負担するなど、そういういった興味深い内容になっております。ハンガリーの例は寄附金ではなく税金そのものを納める場面での事例ですが、日本においてもこうした先進的な事例を参考に考えていただきたいと思ひます。が、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生も御承知だと思ひ

んですけれども、このハンガリーにおける1%ルールというのは、一九九〇年代に共産主義時代に没収された教会財産の返還方法として提案され、さらに、アメリカやEUから東欧のNGOに對する資金援助がだんだん小さくなってきたと、したがって教会や宗教団体やNGOを含む公益団体を対象として一九九七年に1%ルールというものを導入したわけで、ハンガリーの場合は特別な政治的、社会的な背景があつたものと私どもは理解をしております。

○牧山ひろえ君 資料五の私の試案で示すように、やはり選択納税についての検討をする価値があると思ひます。今、そういった国々だけのお話みたいなようなお話ですけども、実はアメリカにもタックス・チェックオフという制度が連邦と州の双方にあつて、納税申告時に税や寄附などの選択ができる仕組みもあります。ハンガリーだけではないんです。アメリカでも似たようなシステムがあります。日本でも実現の可能性はあるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 牧山試案はとても良くできていると思ひますけれども、このチェックする項目が六つですけれども、恐らく実際やったら千とか二千になるんじゃないかと思ひて、ちょっと心配でございます。

○牧山ひろえ君 私の案はたたき台にしていただけばと思ひます。時間となりましたので終わらせていただきたいと思ひます。

○尾立源幸君 民主党の尾立源幸でございます。本会議質問に続きまして、与謝野大臣に質問させていただきます。財政特例法、そして所得税法等改正案を中心にお聞きしたいと思ひますが、まずその前に、連休中休みなく経済危機克服のための有識者会議というのを、大臣もかなり出席されたと思ひますけれども、出席された御感想として、何かこれはいいなと思つたアイデア、提言、一つで結構ですから、一番気に入つたのを御披露いただけませんか。

か。

○国務大臣(与謝野馨君) 人様の御意見はやっぱりきちんと言わなければならないと思います。ずっと伺っていますと、一つは教育、これは教育を受ける機会についてやっぱり格差が生じているのではないかと私は疑問を一つ持ちました。それからもう一つは、一時的に日本の経済を加速させるのではなくて、やはり将来に力が出るような根拠の部分、研究や開発、根拠の部分に対する投資というのを言う方が多かったように思います。それからもう一つは、医療現場等がやっぱり財政的に大変苦しくなっているということで、今後の経済対策で我々が考えなければならぬのは、教育とか研究開発とか、あるいは医療、介護とか、それから意外だったのは生産性が低いと言われる分野、すなわち漁業とか林業とか農業、こういう分野というのは意外に雇用を吸収する可能性があるというふうにお話を伺って感じました。

○尾立源幸君 そういう意見を盛り込んだ補正予算というのはいつ作られるんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) お恐れながら、二十一年度当初予算を御審議いただいているときに二十一年度補正などということは、全く、寸毫も考えたいとは思いません。

○尾立源幸君 まあ当然そういうことだと思いませんけれども。

今、与謝野大臣おっしゃいましたように、そういう人への投資といいますか、将来、持続可能な発展するようなどに資金を使っていくべきだという話だったと思うんですが、私も本会議のときにも申し上げましたように、この危機と言われている状況をチャンスに変えて、思い切った産業構造を変えたり、また社会構造を変え、そういうきっかけに私は今回のクライシスという危機を活用していくべきだと思っておりますが、いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 私はそのとおりだと思います。やはり日本の経済が耐える力を蓄え

る、また将来の飛躍のための準備段階としてとらえれば、私は今の時期は我々日本人にとっては良い試験の時期だと思っています。

ただ、人によつては、抗生物質を打つんだから大量に打つという人がいて、一気に経済を回復させるという方もいますし、駄目だと、鎮痛剤、モルヒネを使うと、たくさん使っていると中毒になっちゃうという、実は両説がありまして悩んでいるところなわけでございます。

○尾立源幸君 恐縮ですが、我が党はずっとそういった観点で、スローガンとしてコンクリートから人への投資という考え方でずっと政策をつくっております。今お聞きしておりますと、政府・与党、当然こういう考えは既に私はお持ちでそういう方向に向かっているものだと思うので少し残念ですが、余りそうでもないということなので少し残念に思っております。もう既に政府・与党では、こういう人への投資というのは大事だというので、そういう観点から政策づくりが私は行われているものだと思うので、今更

有識者の方から聞いてなるほどと思うのでは政権与党とはちよつと言えないんじゃないかな、こう苦言を呈しておきます。

それでは、財政特例法についてお聞きしたいと思います。

繰り返し繰り返し私申し上げております埋蔵金、あつ、埋蔵金ではないとおっしゃいます。確かに貸借対照表等で差額としてきつちり出している、また全部つまびらかになつているので埋蔵金とは言えないと、まあそのとおりかもしれませんが、これは分かりやすく比喩的に使っておることだと思えます。昨年この委員会に、高橋洋一、今教授でございますが、ここに來られて、あれは埋蔵金じゃないと、露天掘りだ、こういうふうにおっしゃっていたので、我々としてはその露天掘りの方がすつきり胸に入るのかなと思うんですけれども、いずれにしても、言葉はどうであれ、今回また財政投融资特会から準備金を四兆二千三百五十億ですか、取り崩して一般会計に入れ

るということになっております。

これも何度も聞いておりますが、その結果、準備率は千分の三十五になるわけです。このことに関して大臣は、実際に総資産を千分の五十の水準の上限まで金利変動準備金を確保しておかなくては、即座に財政特会の財務について問題が顕在する、顕在化というのか、顕在する可能性は低く今後の金利変動リスクに対応できると考えておりますと答弁されておりますが、この根拠、なぜそういうふうにおっしゃるのでしょうか。問題が顕在する可能性は低いと言いつつおられるので、その根拠についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) これは言わば長期金利がどう変動するかという判断の問題ですが、千分の三十五というのは意外に大きな数字で、三・五％ですから、日本の長期金利が三・五％も短期間に変動するということはそんなに私は考えられないんじゃないかなと、私はそういうふうにおっしゃると思ひます。

○尾立源幸君 隣で違うというふうに言っておるんですけれども、少なくとも財務省はこれまで千分の五十は必要だとおっしゃっておったんですね。それで、今回は千分の三十五になつてい

この、じゃ、十五のギャップをどう説明するのかということについて、改めて、参考人の方でも結構ですから御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐々木豊成君) 千分の五十が必要だと申し上げてまいりましたのは、もう先生御存じのように、いろんなシミュレーションをやつて、千分の五十の水準の上限を設けておけば、中長期的、二十年の試算をやっておりますけれども、その中で累積赤字が生ずるケースが極めて少ない、財政特会としては非常にそういう意味では安全であるという水準を設定しているわけでございます。

それとの関係でございますけれども、中長期的にそういう水準を設定しておけば安全であるという試算でございますが、今回様々な事情によりまして一般会計の方に繰り入れるという必要が生じてこうなっているわけでございますが、当面は、財政の構造といたしまして、過去の比較的高い金利の資産を持つておりまして、負債の方は、かなり長きにわたる低金利の時代で低い金利になつてい

るということで、当面は赤字になると、これが赤字にどんどんなつていくということは考えにくいのではないかとこのことでございます。

○尾立源幸君 それじゃ、モンテカルロ・シミュレーションで、千分の三十五という場合は、何本これシミュレーションで該当するんですか。三千本やつていらつしやるんでしたっけ。

○政府参考人(佐々木豊成君) 誠に恐縮でございますけれども、二十年の予算編成でモンテカルロ・シミュレーションをやっておりますけれども、千分の三十五のシミュレーションは行っておりませんので、そのうち何本というのを答えする資料はございません。

○尾立源幸君 それじゃ、その近いところ、多分千分の四十とか、その辺りでやつていらつしやる、二十とか三十とか。

○政府参考人(佐々木豊成君) これも二十年度の編成に当たりました試算をしたものでござい

けれども、千分の四十でございますと、信頼区間九九％、片側九九％で、マイナスになりますのは三十五本ということでございます。

○尾立源幸君 何本中ですか。

○政府参考人(佐々木豊成君) 全体で三千本ございまして、足切りが三十本、一分分ござい

まして、残り三十五本、一分分加えれば六十五本ということでございます。

○尾立源幸君 それこそ百年に一回の話なのかと聞いておるんですけれども、同じようなものは、まず最初に、この千分の三十五又は千分の五十とか決められるのは、これ法律じゃなくて、皆

さんの、政府の中で決められるということではない

かと

かと

かと

かと

かと

かと

かと

ですね。

○政府参考人(佐々木豊成君) そのとおりでございます。政令で定めるところになっております。

○尾立源幸君 そうすると、ほかの特会も、私、見させていただいているんですけれども、外為特会はもう有名でございますが、労働保険特会、また地震再保険特会なども、これまた同じように政令でこの準備金の積立率というのは決まるんですか。

○政府参考人(佐々木豊成君) 恐縮でございますが、ちよつと手元に、特会の所管ではございませんので、ちよつとその点の知識はございません。

○尾立源幸君 恐らくそういうことだと思うんですけれども、同じ理屈でございます。特に地震再保険特会、これも今一兆一千二百八十億積み上げております。外為特会はもう言わずもがなでございますし、さらに労働保険特別会計雇用勘定等々に四・八兆、一・二兆等々積み上げております。これも、今回のように特別な法律を作れば、政治が判断すれば活用できると、使途についてはそれに関連するものなのかどうかの議論は別として、可能だという理解でよろしいですね。

○政府参考人(木下康司君) お答えいたします。地震特会等を始めその積立ての仕方について、数字的なものは法律で決めるという仕組みにはなっております。

ただ、それぞれの積立金については、これまで繰り返してお答えしているようにそれぞれ理由があつて積み立てておるわけでございますから、それとの関係で法律がそれを打破ることが可能かという御質問であれば、まさにどういう趣旨で、どういふ法律の形式でとか、そういう点をきちんと議論した上でないとなかなか一概には今お答えすることは難しいかと思ひます。

○尾立源幸君 今まで財投の金利変動準備金もそういうことでやっていたわけですよ、同じ形です。だから、できるといふことなんですけれども、なぜ、じゃ今回は財投の金利変動準備金だけ

を、財務省管轄だけを取り崩したんですか。

○政府参考人(木下康司君) ただいまの御質問の趣旨は、なぜほかの積立金を活用しなかったのかという御質問でございますけれども、やはり我々いろいろ検討いたしましたけれども、例えば今御議論のありました外国為替資金特別会計等々にしろ、それぞれ為替リスクへの備えなどに必要なものでございます。その点で、いろいろ中でも検討いたしました結果、臨時特例的な対応として、やはり活用を図る上では財政投融资特別会計の積立金というものが一番そういう意味では、何と申しますか、害が少ないと申しますか、適切な言い方かどうかあれでございますが、そういう点、総合勘案して国会での御承認をお願いをしているということでございます。

○尾立源幸君 財務省の所管の特会ということと、自分のところから出すのが一番トラブルが少ない、余計な摩擦もない、出しやすいと、こういうことだと思ひます。そういう意味で、他の会計であつても使おうと思へば使えるということだと思ひます。これはしつかり、この点は大事でございまして、これからですね、その点を確認をさせていただきますが、よろしいですか、大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) 地震特会のお金は私は使つてはいけません、そう思つています。

これは、地震特会というのはやはり大きな地震が来たときに地震保険に入っている方に支払うためにためてお金ですから、将来の、言わば将来債務の一種だと私は思ひますので、そんなものをばたばた使つていいわけはない、そういうふう

○尾立源幸君 そういうふうな今まで財務省は財投の準備金も説明されてきたんですよ。なのに使つていくから、同じ理屈じゃないですかと言つておるんですよ。いや、これは将来の何か金利変動があつたときに使つちやいけない、手を付けられないんだというから使つてこなかったわけじゃないですか。どつちも国民の損害ですよ。

○国務大臣(与謝野馨君) 地震というのは保険加入者が保険料を払つてためたお金なので、そんなものをばたばた使つていいわけはないと私は思ひます。

○尾立源幸君 いや、私はだから使い道はいろいろあるだろうと最初に言いましたのは、例えばこれは保険料を下げるというのも一つの手段です、国民に還元するということでは。もう一つは、例えば耐震化なんかこれを使うというのも一つの手段だと思ひます。それは、何でもかんでもこれを使つてもいいと私は思つておりません。やはり特別会計です、目的があると。そういう意味で、使おうと思へば、地震の損害を低くするため耐震化みたいなものに使つてもいいんじゃないかというアイデアなんですけど。

○国務大臣(与謝野馨君) 火災保険とか自動車損害賠償責任保険とかというのは、これは保険料率を計算できるだけの、火災の発生とか事故の発生というのがあつて料率計算がしつかりできますけれども、地震保険というのは、地震の発生の確率なんというものは、そんな保険理論からびたつとはこないと私は思ひます。だから、そういうときにはきちんといつたいたものはためておくというのは多分常識なんじゃないかという気がいたします。

○尾立源幸君 この議論をやれば相当長く続くので、例えば地震再保険特会、阪神大震災のときで被害が約四千億ぐらいだと言われているんですよ。関東大震災が来た場合はどのぐらいかというところ、四・四兆でしたかね。ということで今一兆二千億ぐらい積み上がったんですけれども、この水準というのはすごい幅があるわけです。大臣のおっしゃるような関東大震災級のものが来ると一・二兆では全然足りないわけですよ、そういう意味では全然、何というんですかね、備えになっていない、まあ、ないよりましなんですけれども、そういうたぐいのものなんです。じゃ、この一・二兆、なぜこう決まっているかと聞いても分からないんです、この率がですね。保険料率

じゃないですよ、積立率ですよ。こんなたぐいのものなんです。

その一・二兆、これは絶対必要なんだ、将来に備えているんだと言われても、これだけ幅のあるものを一・二兆でどうやって賄うのかと私は思つておるんですけど、どうですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 少なくとも、どうせ足りないんだから使つちやえという話には多分ならないんじゃないかな。小さい額でもきちんと事が起きたときに備えておこうという方が、その方が少し誠実な態度じゃないかな。どうせ足りないんだから使おう、使つてもいいんじゃないかと、地震が起きたときはどんと予算措置をすればいいんじゃないかと、それも一つの考えだと思ひますけど。

○尾立源幸君 私が申し上げているのは、この率というのがもつともらしいんだけれども、いかにいいかげんな率を計上しているかということをし上げたわけで、何の根拠もなく、まあ政令で決めているとおっしゃいますけれども、適正かどうかというのは分からないわけですよ。

確かにあつた方がいいに決まっています。それは、二兆、三兆あつた方がいいと思ひます。しかしながら、すぐに使わないものでもあるし、またその率もいかにけんというものであれば、これは一時的にお借りしてもいいんじゃないかなと、そういうことを言つておるわけです。

○国務大臣(与謝野馨君) このお金を使つちやつていいという先生のお許しをいただければ、我々は積極的に使うことにいたします。

○尾立源幸君 もう我々は是非許したいと思ひますので、活用方法を我々が考えていきたいと思つております。

それでは、所得税法の方でございますが、今回、中小企業者等の法人税率の特例、二二パーから一八へ引き下げたり、欠損金の繰戻し還付制度の復活等々、非常に我々の主張も取り入れていただいております。が、まだ未実現のものとして給付付き税額控除また自動車関係諸税の簡素化、資

産課税の負担適正化、納番制の導入など、これは中期プログラムで書いてあります。これも実は我々の主張とはほぼ重なっておるわけなんです。税調会長も務められた与謝野大臣でございますからお聞きします。

しかしながら、オーナー課税の廃止いわゆる、これがなぜか入っていないんですね。しかしながら、自民党の税制改革大綱ですか、これでは時期を見て判断するというような書きぶりなんです。が、これ評判悪いというのは大臣の耳にもいいが届いていると思うんです。しかも、一年でその基準を変えるぐらい、制度の悪い、評判の悪いものだったわけなんです。なぜこれ素直に廃止しないんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) これは、個人事業主が法人成りを行うことによっていわゆる経費の二重控除が発生すると、そういうことに対応して、個人事業主との課税の公平を図るための適正化措置として平成十八年度税制改正において導入されたものであります。私どもとしては引き続きこの制度は維持する必要があると考えておりまして、むしろ廃止することは適当でないと思っております。

○尾立源幸君 自民党の、与党さんの税制改正大綱には、この損金不算入制度についてはその適用状況を引き続き注視するということとどまつておるんですけれども、まあ問題意識は多分持つていらつしやると思うんですね。私どもはこの廃止法案を出しておりますので、これは可決をして早急に廃止をさせていただこうと思っております。そのことだけ申し上げます。

もう一点。法人税率の引下げについても触れられておりますが、一点ちよつとお聞きしたいんですが、租税特別措置の例えば試験研究費の税額控除を限界まで利用した場合、一体法人税率というのは実際何%になるのか、お答えいただけますか。

○政府参考人(加藤治彦君) 法人税率は表面税率が三〇%でございます。試験研究税制の最大は当

期の法人税額の三〇%まで税額控除ができるわけでございますので、七掛けということになります。で、表面税率ベースでは二二%。実効税率、事業税の損金算入を考慮した実効税率ベースでは二七・九%が一九・五%まで最大限使いますと引き下げられるということになります。

○尾立源幸君 少なくとも法人税だけで九%下がつて二二%になるわけですね。なのに、今法人税率の引下げというのが声高に言われております。その前提として私は課税ベースの適正化、すなわち特定の業界の利権になっているこの租税特別措置の大幅な整理が必要だと考えますが、与謝野大臣、いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 当然、必要のないものは、二年ごとのものもありますし一年ごともありますけど、やっぱり毎年毎年、特別措置が政策誘導の目的を果たしているかどうかということも点検しながら見直していくということが私は適当なことであつて、租税特別措置というのはあくまでも特別措置なのであつて、特別の事情の下でつくられた税制なので、不必要なものほとんど廃止していくべきものだと考えております。

○尾立源幸君 もうこの問題点というのはよく御存じだと思ひますけれども、五十年ぐらい続いているものとか、数にして国税三百、地方税二百ある、さらに、与党の税調会長やられたということ。で今日は与党のお考えを聞きたいんですけれども、この税制改正大綱、半分以上が租税の羅列になつていくわけです。どうやって、これ、この租税がいいのか悪いのか、政策判断されたいんです。与党の立場でお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 与党が物をどう決めるかというのをこの委員会でも御説明するというのは非常に恐縮なんですけれども、よろしいですか。税調に来る前に、各部会が自分の守備範囲のいろんな団体とか業界とか、あるいは役所が主導をするものもありますし、そういうところから要望を拾ひ上げて一連のリストを作ります。その一連のリストが全部まとめられて、税調の総会、小委

員会、幹部会等にかかれて審議をされます。一つ一つの租税特別措置というのは、話をよく聞く。と実にもつともらしい議論によつて成り立つていまして、しようがないかなと思うものばかりであるわけでございます。それでも結局、包丁を振るつて相当切つていくつもりでございますけれども、残りが税制改革大綱に書いてあるものでして、それはそれぞれ存在理由のあるものでございます。

○尾立源幸君 実は、私たちが峰崎委員を中心に全部開きました、租税特別措置の内容について。おつしやるように、もつともらして、ううんとそれぞれ聞けばうなるようなものがあるんですけれども、ただその前提となつてデータがめっちゃくちゃいいかげんなんです。多分、大臣はもつともらして集計されたデータを見ていらつしやるんでしうけれども、適用実績とか額とか、これが実は業界へのアンケートとか、また役所の推計であつて、実際の減税額等がきちつと集計されたものではないんです。そのことを我々知つて、あきれ果てたわけなんです。

そういう中で、租税特別措置透明化法案というのを今回出させていたでいてるんですね。これは、統一的にきちつと減税実績を網羅的に把握しよう、というものなんです。中身についてまだ御存じないかもしれませんけれども、税務当局でしつかり減税、特に減税ですね、これは補助金の裏返しでございますので、しつかり把握する必要がありますと思ひませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) 額も大事だと思ひますし、それから、租税特別措置をつくつた政策目標がちゃんと実現できているかどうかという、その税制が、政策誘導がうまくできているかどうかという、その機能の面もやつぱり非常に大事なことじゃないかと。それは、おつしやるように、租税特別措置を存続させるかさせないかというの、やつぱりその額もさることながら、政策誘導としての手段として有効であるかどうかということも非常に大事な視点ではないかと思ひます。

○尾立源幸君 終わります。ありがとうございます。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会・国民新・日本の峰崎でございます。財政金融委員会、今年に入りまして三度目の質問ということになります。

与謝野大臣に質問させていただきますと思ひますが、今の租税透明化法の話をしていいんですけれども、その前に、ちよつと最近気になつたことがございまして、アメリカのAIGという会社に公的資金を入れて、何と巨額のボーナスが支給されるということで、オバマ大統領は思わず何か怒りの声を発せられたと、最近何かボーナスもらつた人は九〇%税金取るぞと、こういうことになつたようなんです。大臣、これについてはどういうふうにご考えておられますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 何か公的資金で援助を受けたところが考えられないような額のお金を山分けしているという感じで、日本では当然そんなものは社会的に許されないでしょうし、さすがにアメリカもそんなものは許されない。こういうことで九〇%税金取るというんですけれども、税金つてさかのぼつて取れるのかと、日本の憲法ではなかなか、さかのぼつて税金取るという法律は日本憲法では無理じゃないかと、そういうふうに私は感じました。

○峰崎直樹君 今度の金融危機を振り返つてみたときに、非常に大きな問題の一つとして指摘されているのがインセンティブ体系というんです。

要するに、いわゆる投資家が、投資家というかファンドマネジャーが、自分のボーナスは、利益を上げた者に対して非常に高い利益があるんですね。どのぐらいかというのは大久保さんに聞いた方が早いかもしれません。ところが、これが成果が上がらなかつたときはそんなに罰せられるわけじゃないんです。そうすると、このファンドマネジャー、あるいは強欲なというふうにしつ上げていいのかわかりませんが、アメリカのそういう投資家の人たちの利益を実現しようとするそのモメンタムというのか、きつかけとか意欲といいま

すか、それが非常にアンバランスなんですよ。こういう体系にメスを入れなきゃ駄目なんじゃないかということを描している、これは今週号とか今月号のフォーサイトという雑誌に、インド人でラグラム・ラジャンという方がおられるんですね。これは私、何度も引用しているんですが、「セイヴィングキャピタリズム」ということで、私もある程度読んだことあるんですが、非常にこの点を鋭く指摘しているんです。しかも、これは二〇〇五年の辺りから、このサブプライム問題が起きる前に、こういうやり方は金融危機をもたらすから大変大きな問題点だということを指摘しているんです。

その意味で、このAIGの問題については、実はそういうインセンティブ体系の見直しということとこれは全世界的にやっていたかいないと、証券化商品を売りさばっていく、そして時価会計によって利益を取り込んでいく、こういうやり方がこのAIG問題に表れているんだと思うんですね。ですから、その根っこはインセンティブ体系を改革しようと、こういう問題を私はG20あるいは今度のFSFの答申の中でこの問題をきちんと出さないと、同じような問題が起きてくるんじゃないんだろかと思うんですね。

そういう意味で、与謝野大臣は財政も金融も担当されておりますので、そういう観点からこの問題を、アメリカの問題だから、ああ、つまらぬこととやっているな、日本ではできないよじゃなくて、こういうインセンティブ体系を国際的にある意味では一つのコントロールするというか、そういうふうに提起するという考え方はございませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生のおっしゃるとおりでございます、やはり自分の上げた利益と報酬がほとんど正比例しているという、そういうファンドマネジャーや高給ディーラーの報酬、これはしかも四半期ごとという非常に短期間の話のもう一枚加わっているということで、G20の財務大臣・中央銀行総裁会議でもこの話が問題になり

まして、この中の声明の一部を、七というのがあるんですけども、我々は、規制目的に用いられる格付を提供するすべての信用格付機関の登録及び証券監督者国際機構の基準への準拠を含めた規制上の監督、非連結事業体も云々とありまして、最後に、報酬に関するFSFの健全な慣行原則、これはファイナンシャル・スタビリティ・フォーラムというものがありますが、ここでやっぱり健全な慣行原則を合意したというので、先生の御指摘のところはそろそろ国際的にも大きな問題として取り上げられ始めたというふうに私は思っております。

○峰崎直樹君 時価会計についてはどんな議論になっているんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 時価会計は特に大きな議論はなされなかったわけですが、むしろ時価会計よりは自己資本比率。これは驚いたことに、最低自己資本比率のパーセントを上げようという議論が実はヨーロッパを中心に出てまいりまして、これは日本はさすがに、こんな時期に自己資本比率の最低の水準を上げた信用収縮が起きるといって反対しましたが、会計基準は時価会計がいいとか悪いとかという議論はありますけれども、それは大きな議論としては出てまいりませんでした。

○峰崎直樹君 恐らく時価会計との関連でいくと、自己資本比率規制の中で、資産価格が上昇し始めた、つまり景気が良くなり始めたから自己資本比率が高くなって、そして景気が悪くなって資産価格が落ち始めたから逆に自己資本比率規制を弱めていく、これが恐らく議論の素材になってくる大きな要因だと思ふんですね。つまり、恐らくそれでプロシクリカリティー問題というのをどう克服するかというところはやっぱり時価会計と連動しているんだろかと思ふんです。

今日は金融の問題じゃなくて税の問題をやるうと思っておりますのでそのぐらいにしたいと思つたんですが、もう一点どうしても気になる言葉がありまして、これは最後、締めくくり総括の

ところで総理自身に聞いたらよかったです、もう何日間かに八十何人の方々集めて専門家の会合で総理大臣が、株屋は信用されていないんだ、大体まよつぱに付けてどうのこうのと、こう発言をされたというふう聞いています、たしか同席されていたんで、そういう発言があったのかどうか、そしてそういう発言は適切なのかどうか、与謝野大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 我々仲間内で会話があるときはそういう言葉を使うことはありますけれども、やっぱりあの方は証券業協会を代表して来られていたので、もう少し丁寧な言葉を使つた方が適當だったんじゃないかなと思ひておりました。

○峰崎直樹君 これは、実は証券市場というのが、株式市場というふうに言い換えてもいいんですが、恐らく日本の国民から見るときに余り縁のないよう、本当は大変縁があるんですけどね、実は私たちは株なんかは関係ないよというふうで思っているかもしれない。だけど、株式市場で行われていることが恐らく、公正なというか、ある意味では証券取引法、今でいえば金融商品取引法がまともにきちんと運用されていないから恐らく日本の株式市場に対する様々な問題が出てきているんじゃないかな。そういう観点から、これは株屋は云々かんぬんというんじゃないで、そういう信頼される株式市場に持つていくために何をしなきゃいけないのかというふうに考えないと、こんなことばっかり茶飲み話のように、いや、うちの地元に戻ったら、おまえそんな、まよつぱに付けて株屋なんて信用されておらぬよと、こんなことを一國の総理大臣が語っているというのは、これはいかに私は異常だと思ひますので、これは御本人に今度直接聞いたチャンスがあるようです、のでやりたいと思ふんですが、そのことだけ申し上げて。

また、証券市場の問題についてはたくさんございますので。ライブドア問題だ、いや日興コー

ディアルだとかいろいろ出ていました。この間のBNPのバリバの問題なんというのは、何であんなに課徴金だけで済まされるのかというのは、これは後で行く、いつかゆつくり議論したいなと思っておりますので楽しみに待っております。たださき委員会で質疑をさせてください。そこで、さっきの税の問題で、今日は細かいことに入るまいというふうに思っていたんですが、ちよつとその前に、どうしても今年の税の中で、租特の中で、住宅ローン減税、とにかく過去最大規模にしたと言っているんです。何のためにこれは最大規模の住宅ローン減税を導入したんでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) これは一定水準以上の住宅建設を確保しようと、これは需要を喚起するためでございます。

○峰崎直樹君 私は、二〇〇〇年だったか一九九九年だったか、同じように十五年間にわたつて六百万円近い大減税をやつたんですね。その結果、主税局後ろにおられるから、加藤さん、もし必要だったら答弁していただきたいんですが、細かい数字。あれ以降、いわゆる住宅ローン減税、十五年間にわたつて非常に続いています。まだ続いているはずですが、そのときの減税は、それによつて本当に、じゃ、住宅は伸びたんですか、増えたんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 平成十一年度改正では、住宅ローン減税は、最大控除額、最大控除可能額を百八十万から五百八十七万五千円に大幅に引き上げる等の改正を行いました。

この改正の効果について、国土交通省では、平成十二年度年次経済報告における住宅着工モデルを用いて住宅ローン減税が住宅着工戸数を十一万八千戸押し上げたと推計をしております。なお、この報告においても、住宅ローン減税の拡充や住宅金融公庫の金利の引下げなどの住宅建設促進施策が民間住宅投資を増加させ、景気の下支え役を果たしたと分析をしております。

○峰崎直樹君 今、私ちょっとその白書を持っておりませんけれども、確実にそれは推計ですよね。

実績値で見ると、もう人口がある意味では余り伸びなくなっている社会で、子供もなかなか結婚しない、子供も生まれてこなくなっている、率が低い。そうなつてくると、アメリカと違って、住宅というものの対する需要というのは、もう元々それほどこれから爆発的に伸びていくものじゃないんですよ。それに史上最大規模として、どおんと、はい、二軒目でも三軒目でも買ってくださいよと、それが景気を良くするんならというのと、たしか六百万円ぐらいに当たるんですね、十五年間にわたつて。それだけの、そのいわゆる減税効果を、減税をするということはそれだけ実はおまけをするという補助金を与えているようなものなんですよ。

そうすると、そういうところまでやって、さっきの推計で十何万戸伸びたというふうには言っているけれども、私は、實際上、建築戸数を見たらほとんど伸びてなかったですよ、調べたことありますけれども。ということは、推計値では伸びているように計算を、どういうモデルをつかったかは知らないけれども、もうこれではほとんど効果ないんですよ。多分、これやつたて伸びないですよ、絶対数として。

しかし、よくよく考えたら、この間見てくださいよ。年越し派遣村じゃないけれども、低所得者のいわゆる住宅はどうだったのかというと、ぼおんと追い出されてしまつて何も無いような人たちが増えているんですよ。住宅政策を建設省の所管に置いて、経済政策の道具としてずっと考えてきた歴史があるんですよ。しかし、ヨーロッパなんか見ると、この住宅というものは実は社会保障の政策としてとらえられているところもあるんですよ。もちろん、日本でも低所得者向けの住宅というのはいないわけじゃないんですよ。

だけど、今ないわけなしの、毎年、これ恐らく、減税総額は幾らになるんですか、相当の金額になる

んでしよう。六百億だったか一千億、ちよつとそれだけ。いいですよ、もう細かい数字だから。○委員長(円より子君) 登録なさつていませんが、よろしいですね。では、加藤主税局長。○政府参考人(加藤彦治君) お答え申し上げます。

今回の住宅ローン減税の拡充、これは従来からあった制度と今回追加して新しく拡大した部分の差額でございます。これによる減収額は初年度で百十億、平年度で千五百三十億、これは国税の方でございます。それで今回、地方税の方で新たに控除制度を導入していただきましたので、その分が平年度で千六百六十億でございます。これがいわゆる追加的な拡大部分の、去年まであった制度との比較における減収額の拡大分でございます。

○峰崎直樹君 租特における規定による増減収額の試算というのがあつて、ここに八千二百四十億円と、要するに十年間にわたるとそれぐらい当たるんですよ。要するに、私が言っているのは単年度のことを言っているんじゃないんですよ。十年間続くわけですよ。八千億円近い減税を実は予定しているけれども、それだけの減税をやるとした場合に、お金をこういうところに本当に投下して、今そういう時期なんだろうかなと。本当にそれで、じゃ景気でこれから住宅がどんどんどんどん建っていく呼び水になっていくのかと。そうならないんですよ、もうこれからの時代は。しかも、これは住民税にまで食い込んでいくやつですよ。そして、この六百万円近い減税に該当する人は、要するに高い所得でないと支払が、毎年の借金総額が三千万円ぐらいにならないと、恐らくこれ該当しないんですよ。もうそういう時代ではないんじゃないかなというふうに思えてならないんですよ。これは皆さん方ももうそういうことで決めてきておられるので、私個人はこれは本当は反対なんです。民主党はどういうふうに今見ているかどうかは別にしても。

そういう意味で、今、私は租税特別措置の問題一つだけ取り上げましたけれども、そういう租特

の在り方について徹底的にこれはやっぱり議論した方がいいと思うんですよ。そのために私たちは租特が、財務省に聞いても国税庁に聞いても、幾ら租特がどの企業でどれだけの、あるいはどういう産業で規模別に見たらどれだけ減税になつていくかということは分かりませんと言っているんですよ。こんなばかんな話ないんじゃないんですか。予算であれば一円たりともその統計表出てきますよ。ところが、減税になつたら全然それが出てこないんですよ。しかも、こういう減税試算をやるときは十億円単位で出てくるんですよ。しかも、その結果がよく分からない。これを変えようというのが租特透明化法案なんです。

どうです、大臣、これ、賛成だというふうに思われませんか。与党の皆さん、どうですか。○国務大臣(与謝野馨君) 先生は住宅減税には反対のお立場だということとはよく分かりましたけれども、我々は住宅を造つていただくといういろいろな消費が発生するという意味で、住宅減税というのは経済に効果があるというふうに信じてやっていくわけでございます。

租特は各個別企業にどうやって聞くのかと、これはなかなかサンプルとかやれば分かるんですけども、全企業について調査するというのは、国税庁いるかどうか分かりませんが、なかなか難しい作業なのではないかと思つています。

○峰崎直樹君 大臣、我が方の租特透明化法案は、租税特別措置を申請する、当然申請しますからね。そうすると納税書、納税の中に租特の申込書を書いて、研究開発税制、今年我が社はこれだけですというのをずっと書いていってこればいいんですよ。そうすれば租特で、はい、これだけ私たちは減税やりましたと、増税部分もあるかもしれないんですけどね。そういうふうに一枚出せばいいんであつて、それで全く租特と関係ない企業ありますよね。赤字企業なんてほとんど関係ないんですから。そうすると、やっぱり関係してくるのは巨大企業なんですよ。

だと言っているんじゃないんですよ。必要な租特やりましょう。しかし、二年に、三年に一回を、これがもう十年も二十年も三十年も四十年も掛かつているやつがあるわけですよ。名前を変えていきますよ、うまく。昨日のあの議論じゃないですけどね、あの予算委員会の議論じゃないけれども。これはなくなつたけれども形を変えようですよ。この名前は経済産業省。企業行動課というのがあつて、全部そこがチェックして、昔はエネルギー、何とか税制、今恐らく環境税制と名前変えてね、内実はほとんど変わらないんですよ。こういうふうにして、もう本当に私は見えていて、これは透明化した方がいいと思つております。これはまあ与党の皆さんが駄目なら我々野党が政権取つたら変えようと思ひますけれども、是非皆さん方も賛成をしていただきたいなというふうに思つております。

さて、次に行きます。

附則第百四条の問題について入りたいと思うんですが、ところでこれ読んでみると、昨年十月三十日に総理大臣が記者会見をされて、声高らかに消費税を上げるぞ、三年後には景気を良くして二〇一一年には消費税を上げるんだと、何%とは言つていませんけども。そういうふうにして、記者会見をして、しかしトーンが変わつて、去年の閣議決定までは比較的まだいろいろと結構いいことを言っているんですよ、具体的に。ところが、この百四条に入つてくると途端に何か非常にあいまいな表現が、この附則第百四条の第一項というんですか、括弧一というところが出てくるわけですが、何でもこういうふうに変つたんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 実は我が党の、私の所属している自民党の話を恐縮なんですけど、党内議論もいろいろありまして、あからさまに消費税を上げるのは嫌だという人もいますし、年限を書くのも嫌だという人もいます、いろんな意見がありました。最後はここに取れんしたわけですが、これは中期プログラムの閣議決定と中身

は少しも変わっていないと私は思っております。
○峰崎直樹君 大分変わっているんじゃないですか。極めてあいまいになって、ああ、これはもう骨抜きだなど、私は中期プログラムから見たら変わっているというふうに思ったんですが。

今日はそこに入る前に、この税制改革にかかわるときに税制基本改革は政府の生活対策においてどういうことを言ったかという、持続可能な社会保障制度の構築に必要な安定的な財源を確保するため、中期プログラムの中で云々と、こう書いてあるんですね。そういうところから始まったんです。どんな社会保障制度を確立しようとしているのか、その中身は何なのか、これがはっきりしないと、与謝野大臣からすれば、財政改革派の旗頭としてはまあ書けるぎりぎりのところまで書いたんだということ、最近の日経新聞のヴェリタスに書いておられますよ。

そうすると、その基本となっている持続可能な社会保障制度の構築に必要な安定的な財源を確保するためと、こう書いてある。どんな持続的な社会保障の姿を考えておられるんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 社会保障については学派が二手に分かれていて、一つは、今の中福祉中負担もほころびが来ているんだと、だから将来税制改革をやつて少々お金ができれば、まず現在の福祉の制度のほころびを直すのに使うべきだという学派。それから、もう別の学派は、お金がどんどん入ってくるんだつたらやっぱり医療などの機能強化に使うという学派、両方あるんですけれども、実はここに書いてあるのは両方の学派が読んでも多分余り怒らないように書いてあるわけです。

これは何が書いてあるかというと、そんな難しいことが書いてあるわけじゃなくて、消費税を含む税制基本改革、特に消費税の負担をお願いした場合、それは全部年金、医療、介護、そして少子化に使います、だから是非国民の御理解をいただきたい、こう言わば目的税化したところで国民の御理解をいただくという思想が入っている。

る、その文章でございす。ただ、これは、三年後に消費税をお願いしたいと十月三十日に総理が記者会見で言われた。三年後にどういう状況になったらそういうことが可能かと。これはやっぱり経済が良くないというのとそんなお話にならない。それは私はもうそのとおりであつて、割にこの附則の書き方は率直に物事を私は書いてあるというふうに入っている。

○峰崎直樹君 最初の、何か二つの派があるという、派が何となくよく分からなかったんですよね。ほころびが出ているところに、何のほころびですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 最初の方の学派は、消費税上げてお金が入ってくるんだつたらどんだん新しい福祉制度の仕組みをつくつちやおうというところは勘弁してくれという、やっぱり今の例えば医療も年金も介護も中福祉にはころびが出ていて、それをとにかくきちんとするのが大事なんだと、新しい制度なんか議論している余裕はないじゃないかというのがほころび学派で、もう一つの方は、消費税を上げるんだつたら、新しい福祉制度とか医療の新しい機能強化とか、そういうことも考えていいんじゃないかと、こういう一説あつたわけですが、私はどつちかというところのほころびを直すのが先決だというふうに入っているんですけれども、そうでない方もおられるわけですね。さすがに、御党の中のことでもよく分からないし、もう与党にも、かつてはおりましたけれども、もう今は与党におりませんので、ニュアンスがよく分からないところがあるんですが、私が聞いていると、何か両方同じことじゃないかなと思つてい入るんです。

それよりも、今お話しなさつてい入る大前提で、私、この間から実は与謝野大臣が、社会民主主義、自由民主党というのは社会民主主義の考え方に基づいて今まで政権運営やつてきたということをおっしゃつて、私も一時ちよつと目を白黒した。この間、社民党の福島党首にもおっしゃつて

それで、戦後のシャウプ税制以来、この税制がどういふふうに入換してきたかというときに、与謝野大臣が立つてい入る位置というのは一体何なのかと、一遍それを聞いてみたかった。と申しますのは、戦後のシャウプ税制、これは共産党の大門さんがよくお話しなさる。これは私、所得税を中心にしながら進めてこられたんだらうと思つてですね。戦後の福祉国家がある意味では所得税を中心にしながら支えてきたという意味では非常に重要な累進性を伴つた制度だつたと思つてい入るんです。あと中身はちよつといろいろ言ひますけれども、それが、八八年、八〇年代に入つてサッチャー、レーガンの流れの中に、日本においても実はその流れが変わつたというふうに入大臣は理解して入りますか。

つまり、八八年、八九年のあの消費税が入つたことを抜本税制改革とよく言ひますよね、財務省の方々は。つまり、あの段階で、これまで所得税を中心としながら、法人税というのはやや、これは何と入んでしようか、これも評価はいろいろあるんだらうと思つて入りますが、ちよつとやはりウエートの的には弱かつたと思つて入るけれども、そういう超過累進税制を伴つた、つまり所得再配分機能を持つた所得税体系をベースにして進めてきたけれども、八〇年代の後半になつて、その租税の理念を大転換したんだと、それが実は消費税の導入だつたんだと。

古くはそれは大平さんの一般消費税の時代から流れはあつたんだと思つて入りますが、その転換というのは、やっぱり転換したんだと、それはやむを得ない転換だつたんだというふうに入見るのか、それとも、それは一時的に進んでいつたけれども、やはりこれはまずかつたね、元の所得再配分機能を所得税の世界で戻した方がい入んじゃないかと。なぜそういうことを私が言ふかと。この中に、最高税率を上げるとか、あるいは相続税のところなんかも比較的これは増税をしようと思ひ入るのかと思ひ入るような節がある。つまり、所得再配分機能を弱めたことが格差をもたらし貧困をも

たらず今日の大きな要因になつて入るかもしれない。つまり、小泉、竹中さんのいわゆる市場原理主義に対する批判というものをもちだつたことをこの間お話を聞きました。

それは、税制の世界では八〇年代のあの消費税の導入というのはその流れの延長線上に來たんじゃないんですかと、そういうふうに入理解をしておられるんですかと、どうなんですか。そうすると、シャウプ税制はあの段階において大きく転換をしたというふうに入理解されているのか、いや、あれは一時的にちよつとグローバルイズムという流れに逆らえないものだからそうなつちやつたんだということなのか。その辺りはどういふふうに入理解をされて入りますか。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、消費に着目した税制というのは日本の社会は必要だつたと思ひ入ります。

それからもう一つは、日本はヨーロッパの社民党的な福祉制度を実は自民党は取り入れてきた政党だと私は思つて入ります。これは、その当時の日本社会党の影響は実は大きかつた、思想的には大きかつた私は思つて入ります。福祉制度はかなりのところまでやりましたけれども、やっぱり財源の手当てをしなかつたということが一つあると思ひ入ります。

それからもう一つは、やっぱり所得税の税率構造というのは非常に厳しいものだつた。厳しかつたんですけれども、最高税率を下げ、それから国税、地方税合せて五〇％というのは今、正直言つてやり過ぎだつたかと、私は正直そう思ひ入っています。これは所得再配分機能の話だけではなくて、やっぱり世の中の人々が税制を見て公平感を持て入るかどうかということが大事なことであつて、最高税率のところでは税収が稼げるとは私はそんなに思ひ入ないけれども、実際の所得再配分機能のほかにやつぱり公平感というものを持て入るかどうかというところが私は一つの大事なことではないかなというふうに入思つて入るわけでご入います。

○峰崎直樹君 その前に、大臣はシャープ税制というのは、シャープ税制、シャープさんが日本に來られたのは一九四九年だそうです。ちょうど六十年前です。勧告したのは翌年なんですけれどもね、一次勧告です。その勧告についてはどのような評価をされているんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 昔、シャープさんという人はもちろん、その業績は存じ上げませんけれども、やっぱり日本を占領して、日本に來ていろんな例え憲法とかあるいは税制とかに影響を与えた方々というのは、いわゆるびかびかの資本主義の権化ではなくて、むしろかなり進歩的な人たちが來ていたのではないかなと思いますし、あのような高い累進税率、最高税率を持った税制を導入したというのは、非常に私はシャープ税制というのはアメリカ人がやったこととしては驚きを持って今でも見ております。

○峰崎直樹君 実は、シャープ税制でシャープの最初に勧告した中身について、所得税が現代において最も優れた税だということを前提に、一つは総合課税です。もう一つ、税率は最低税率五から五五の累進課税、八段階なんです。その後、十何段階までぐっと上がっていくのはその後なんです。

なぜそういうふうになつていくと思います。これは総合課税をあきらめて、つまり、キャピタルゲインだとか利子課税だとか、そういう資本性所得をずっと一時期無税だった時期があるんじゃないですか、これ主税局の方よく御存じのように。要するに、シャープさんは、総合課税ということに前提の上にこの八段階の五五、五五だったから、今だったら四〇、今だって五〇ぐらいでしょう、四〇だったか、その前が六五だったから、おっしゃるように最高税率九〇、地方税まで入れたら九五まで行ったことがあるんですよ、そんなに高い税制じゃないんですよ。だから、要するにシャープ税制で僕らが一番失われている視点というのは、実は総合課税でないということなんです。ちょっと、お手元に資料があります、所得税の

平均実効税率ということを見て下さい。上の黒い方が全部これ、所得階層別に見て二千五百万円ぐらいになると。ちょっと何か国会議員もこの辺りに位置するからやあれなんですけど、国会議員はこんなことはないはずなんです、要するに平均的な実効税率、分離課税による課税漏れというのが黒いところです。

要するに、キャピタルゲインなんです、これ。あるいは資産を持っておられる方の配当所得、利子所得あるいは土地を売った所得、こういったものがこで全部漏れ落ちるんです、分離課税なものだから。今、何%ですか。一〇%でしょう。IPOで株を公開したときのキャピタルゲインは五%でしょう。後でまた違ったら教えてほしいんだけど、かつてたしかそうだったと思うんだけど。まあそれはいいわ。今一〇%でしょう。平均的なサラリーマンの実効税率というのは大体どのぐらいになるかといったら、やっぱり一五、六%になつていくんじゃないですか。それよりもうんと低くして、そして來ていくわけ、シャープさんが一番大切だと言っているのは、最高税率の高さよりも総合課税の徹底が重要だと。

だから、戦後の自由民主党を始めとする与党の皆さん方は、このいわゆる資産性所得を把握しようとする努力を貫いてやってこなかったということですよ。そうじゃないですか、主税局の皆さん。私は、この問題をずっと置いていくがゆえに、最高税率を上げたらどうだと言つても、いや、大してもう税は増えないよ。税増えないような分離課税にしているからそうなんじゃないやないですか。だから、そこは総合課税にできない、総合課税にしない理由というのはあるんですよ、それは。どうして総合課税にしないんですか。——いやいや、大臣がちょっと聞きたいですね。自由民主党の税制調査会の会長もやられて、二十年以上、しかも社会党の考え方も含めて、どうしてこうしていわゆる資産性所得に対する把握というのはこんなにお粗末な状態になつたつあったんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 自民党の中でも総合課税論者ももちろんいます。それから、金融資産課税の特殊性に着目して、やっぱり分離課税にすべきだという議論の方もおられます。いつもそちらの方が議論は勝つということでございます。

○峰崎直樹君 納税者番号がない、それは僕は理由にならぬと思うんですよ。例えば、配当所得とか利子所得とか資産性所得を税率を例えば三〇%にしよう、一律、分離課税で結構。そうすると、それよりも低い税率の方々あるいは税を払っていない方々には還付する、申請によって。こういうやり方もあるわけでしょう。要するに、総合課税は番号制がないから所得が通算できないとか言うけれども、やり方として考えたときに、この資産性所得に対する漏れが非常に大きいわけですよ、今日。

ですから、税率を上げる、この百四条にも出てくるんですけども、何で最高税率を上げるといふことでごまかそうとしているのか、私は思えない。何かというと、何かといえはすぐ消費税となつてくるんですよ。私は、税制改正をやる場合に、行政改革とか無駄なところを省く話はまたこれ別途ですよ。税を上げていくときの優先順位というのは、何から始めるかというのはすごく重要だと思ふんですよ。消費税からいきなりほんととしましたら、これは恐らく相当反発を食らうと思ひます、私は。それはなぜかという、まず税制全体を見直してみても、日本のいわゆる税制の落ち込んでいるところって何だろうか、ひずみをもたらしているのは何だろうか。ここをまず明確にして、そしたら所得税の累進度が下がっている、所得再配分機能が弱っている、じゃ、どうしたらそれを回復できるのか。安直に最高税率をぼんと付けたらできる、こんなものじゃないんじゃないですか。

だから、まずそこは所得税をもう一回、これシャープ税制じゃないけど、総合課税が所得税の、日本の税制の基本なんでしょう。これから外

れたら租税特別措置になるでしょう。ということとは、総合課税ということをやつていながら、その総合課税ということを追求めてこなかった与党の皆さん方はやっぱり怠慢だったと私は思っているんですよ。どうでしょう。

そして、できれば順番としては、やはりどういう順番で改正していかなくやいけないのかというのは、消費税がやっぱり一番ですか。そこら辺もちょっと教えて下さい。

○国務大臣(与謝野馨君) もちろん総合課税という考え方がありますが、金融所得課税については個人投資家にとって簡素で分かりやすい税制を構築して金融所得間の課税の中立性を確保する必要があります。

今、証券税制だけ一〇%というのはもう非常に例外的なことで、やはり私どもは二〇%に統一すべきだと。こういうことで徐々に二〇%に戻そうとしたわけですが、証券不況が來ましたのでまた元に戻つておりますけど、それは二〇%がいいのか三〇%かは別にして、少なくとも総合課税にしないのであれば金融商品間の税率は同じにしなければなりませんし、他の給与所得者から見ても、だと思ふところで分離課税を払わなければならないと私は思っています。

○峰崎直樹君 そうすると、やっぱり分離課税でいいというふうには思つていらつしやるんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 実は個人的には、アメリカなんかで総合課税をやっているのを見ますと、総合課税でいいんじゃないかと。

〔委員長退席、理事大久保勉君着席〕
それで、総合課税にして、やっぱり納税者番号制度を入れて、きっちり物事をやった方がみんなが気持ちいいんじゃないかというふうには私思つております。

○峰崎直樹君 そうすると、税制改革を進めていくときの優先度が出てくる。上げていく優先度はやっぱりあれですか、まずは消費税を上げるといふことを優先されるんですか。それとも今の所得税の在り方を優先されるのか。一遍に同時にやる

んですか。あるいは、相続税というののも一つの超過累進性を持っているんです。所得再配分機能を持っているし、この百四条というのは、これは相続税、贈与税をある意味では安くする方向へ行くんですか。それともこれを強化する方に考えているんですか。どちらなんですか。そういった点についてちょっとお答えください。

〔理事大久保勉君退席、理事大塚耕平君着席〕

○国務大臣(与謝野馨君) イメージとしては、仮に二〇一一年から税制改正が可能になったら段階的に全部の税制を改正しようという、段階的にということが書いてあります。これは、読み方によつて消費税を段階的に上げていくというふうにも読めますし、いろんな税制を順番よくやっていくという意味も含まれています。それで、相続税は、相続税の課税方式を変えようという話で、結果的には数千億の増税になる可能性はもちろんあります。

○峰崎直樹君 そうすると、段階的に上げていくというのは消費税を段階的に上げていくという理解ではないんだと。いろんなやらなきゃいけない課題を、どこからやるかはまだ決めてないけれども、それはこれから考えると、こういう理解ですか。

○国務大臣(与謝野馨君) どこから手を着けていくかということを含めて消費税を含む税制の抜本改革、一年から始めて二〇一〇年代の半ばにはこれを完成させると、そういうことでございまして、どこから手を着けるか、消費税を何段階にするとか、そういう詳細はまだ議論をしていないわけでございます。

○峰崎直樹君 それじゃ、その一番最初の元に戻ります。どんな社会保障を組み立てていくのかと。そのときに、お手元にちよつと資料を差し上げました。これは慶応大学の権丈先生という年金問題では我が党に大変厳しい批判をなさっておられる方ですが、非常に社会保障の問題について分かりやすい議論を展開してくださっております。予

算委員会の方はこの間参考人のときに出したやつです。

図表四は、国の規模は、現代国家はどうなるのかということ、何が書いてあるかといふと、政府による消費と投資というのは基本部分であつて、社会保障給付がどれだけあるかによつて国の大きさは変わってくると、こういう理屈なんです。

次のページを開けていただきますと、その大前提が図表六であります。日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンをずっと見ても、十四番目、いわゆる十二引く十三というところで、財政支出のうち社会保障支出を除いたものはアメリカも日本も、二〇・五、二〇・四、二四・一、一九・六、二五・三、二六・六、それほど大きな差はない。まあ五、六%ある。例えばこれは、公務員の比率が高い、例えば女性が非常に就業率が高くてみんな公務員になっているスウェーデンのような例もある。ところが、社会保障給付だけ見てみると、これ御覧になっていただくと分かるんですが、日本は一七・七、アメリカ一六・二、ずつと行つて、十三番ですけれども、スウェーデンは三〇・〇と。要するに、国の大きさは何によつて決まるかという、社会保障の在り方で決まるんです。

そして、その社会保障の在り方の中の医療を見てください。図表五です。所得と医療サービスの支出の日米比較。御覧になっていただいたら分かるんですが、日本の所得は高かろうが安かろうが医療費の支出というのはほぼ横ばいです。アメリカの場合は、所得が低いと非常に低い医療しかできない、所得が高いと非常にいい、高い医療費が、受けられる。これは皆保険制度がないからですね。どっちがいいか。いや、これは日本の方がいいですよ、優れていますよと。

〔理事大塚耕平君退席、委員長着席〕
社会保障というのは、私は、この権丈さんも書かれていますけれども、普通の人の所得というのはその企業に対する貢献度、それによつて所

得が配分されている。当然格差が出てくる。しかし、国民にとつて必要とされるものは何かという、それは必要原則で実はこれは設置しなきゃいけない。医療もそうですよ。介護もそうです。子育てもそうです。あるいは雇用もそうかもしれない。教育もそうかもしれない。

日本の教育は、今これはアメリカの医療と同じです、これ。所得が高い人ほど高い教育費を支出し、所得が低いほどこれは下がっているんです。なぜ医療はここで保っているかという、これは医療保険制度というのに入っているから、半分は入っているから、半分が四分の一か二分の一か、保険という制度が財政の負担を伴いながら実はこれが皆保険を辛うじて支えている。教育は、教育保険というのを我々は掛けていないんです。ただし、教育というのは税で賄われているわけです。だから、そういう意味で、教育の在り方は本当は将来の日本を決める大変重要な問題なわけですよ。

そうすると、私は先ほどちよつと質問しなかつたんですが、年金というのが出てきた。年金というのは今三分の一から二分の一に国民年金、基礎年金を上げようとしているけれども、この優先順位つてそんなに高いんですか。つまり、税制を上げなきゃいけない、負担を上げなきゃいけないときに、今医療もこれ崩れかかっています、それから介護も崩れかかっています。もう崩れかかっているだけのところはたくさんある中で、日本の社会保障でまあまともに世界で見られるというの、高齢者に対する医療や高齢者に対する年金というのは社会保障のいわゆる所得再配分が割と効いているところなんです。それ以外の分野の子育てだとか保育、まあ一緒ですわね、子育て、教育、こういったところの所得再配分機能というのとはほとんど効いていないんです。母子家庭に至つたら、子供の貧困というところを見たら

びつくりするのは、高額所得者の方が逆進性でよい、いい所得をもらつていらつしやるというのか、いわゆる母子、子供の、いわゆる所得に対して、杜

会保障支出が高額所得者の方が多くなつちやつたりしている、逆転現象を起しているところがあるんです。

そういうことを考えてきたときに、社会保障、一遍に何十兆も上げられないとしたら何か社会保障は手を着けていくべきなのか。そうすると、三分の一から二分の一へ無理して、安定財源が見付からないから埋蔵金引つ張り出してきたわけですから。そうまでして二兆六千億円というお金を年金に掛けるというのは優先度として高いんですかと、私はそれを言っているんです。

我々の考え方からすれば、いやいや、その所得比例年金は、最低保障年金というのは実は税でやつてもいいけれども、それは低所得者を中心に最低保障年金でいんだということを言つて高額所得者までわざわざこんなに税を高くしてその二兆六千億円を負担することないでしよう。専業主婦の方を抱いた年収一千万円以上、二千万円以上の方々の、専業主婦の方だったら三号被保険者になつちやつて、実は年間八十万円ぐらい自動的に税金が専業主婦の皆さん方に行くんですよ。

そういうことを見て、これに二兆六千億円の、いわゆる年金の基礎年金、財源を投入することがいいのか。それとも、ぼろぼろになつてずたずたになつて今みんながあえいでいる医療、特に小児科あるいは産婦人科。あるいは介護保険で介護従事労働者がとんでもない生活をしているわけじゃないですか。もうみんな辞めていつている、寿退職といつて。そういうところどこから入れるべきなのかということも考えていたときに、私は今の与党の皆さん方が考えておられるこの附則百四条の前提になつていてる考え方がはつきりしない、この案というのはなかなか理解しにくいなというふうに思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 大変この中期プログラムも附則も素朴なところがあつまして、今少なくともやつて医療、年金、介護の制度は続けたと。社会保障国民会議のいろんな試算を見て、目に見えてとにかく医療、年金、介護もほつ

たらかしにしておくとか制度の持続可能性がなくなってしまうと、そういうので消費税を含む税制の抜本改革をお願いしたという、非常に素朴な実は考え方であるわけです。

先生言われたように、なぜ年金、政府の負担三分の一を二分の一にするんだと、もっと緊急性があることがあるじゃないかという議論は一つの大事な実は立脚点でして、これは当然そういう議論があっても私はしかるべきだと思っております。ただ、これも今回は、国民年金法の附則に書いて

ありまして、これを正直に読みますと、あれは安定財源を求めて国民年金三分の一を二分の一にすること、ということで、安定財源を求められない言わば飯の姿なわけで、その点はやっぱり三年後にはちゃんと安定財源を求めないと国民年金法の附則の精神にはかなってない、私は思っております。

○峰崎直樹君　そういう議論を土台にしないで、やっぱり安易に上げるといふことに私はなかなかなく、これは国民の理解は得られないと。

ますが。

もう一つ、国民の皆さん方が、なるほど、今の政府のやってくれていることは私たちにこんなに安心できる社会をつくってくれている。老後の生活のためにも貯金をしなくてもよくなったということになってきたとき初めてやっぱり負担増に対してそれなら認めてもいいんじゃないかということがあると思うんです。

私はもう時間ないので、私の一方的な発言で終わります。

一九九四年から五年にかけて与党で消費税の引上げについて議論をし、参加をさせていただきました。まだ、そこに、後ろにおられる財務省の方々はまだ恐らく課長さんにもなっていないかもしれない。そのときには、かなり与党の皆さん方というか財務省の皆さん方の応援によって、なるほどこんなものかなと思ってやってみて、今思うと、あのときに求められていた、つまり消費税を引き上げる、所得税を減税して消費税を引き上げるといやり方は、直間比率の是正とやったんだけど、あの時点においては、ちょうど実は高度経済成長が終わって、バブルが終わって、いわゆる日本型福祉社会と言われる企業における福祉、家族における、特に女性の犠牲による福祉、こういうものが非常に崩れてしまって、何とか福祉を充実させてくれ、年金、医療を充実させてくれ、こういうことでやるんなら増税も私たちは賛成だという声が一九九四年の朝日新聞の世論調査に見事に出ているんですよ。

ところが、あの改正は何をやつたのかとなると、その後は財政構造改革という形で実は何をやつたんでしょうか。増税は財政改革のためにやつたんですね。そして、医療費を引き上げるとか、そのおかげで、一九九七年のあの消費税引き上げた後に九兆円の引上げで一気に景気がどん底まで落ちて金融危機に陥つたというふうに言われています。これは検証しなきゃいけませんけれども。

そういう意味で、私は何をしなきゃいけないの

かということを含振り返つてみたときに、そういう方向にきちんとやはり向けなければ恐らくこの百四条は生きてこないんじゃないかなというふう

これはもし何か感想があればお聞きますが、私の言い放しで、時間が来ているようなので終わらせていただきたいと思います。

○白浜一良君 与謝野大臣、連日お疲れさまでございます。

今日もちょっと時間が押しておりますので、もう十分程度で終わりたいと思いますので、よろしく願いたいと思いますが、ですから、今日は二点だけ少し確認をさせていただきたいと思うわけでございます。

今回 特別会計から一般会計に財源をえるようにに特例の法案になっているわけでございますが、当然、特別会計で余裕があれば一般財源で使うと、これ当たり前の話でございます。そういう流れが、財政が厳しいということでしょうけれども、そういうことが行われているということとは、それはそれでいいことだと思われけでございます。

ただ、いわゆる平成二十年年度の第二次補正予算なんかを見ますと、これは政策が限定されているということもございますけれども、いわゆる特別会計から持ってくる金額は明示されていますね。これに使いますと、こういうふうに明示されているわけですが、今審議している法案というの、二十一年度、二十二年両年にわたって三項目の使途を明確にして、それで特別会計から繰入れができると、こういう建前になっているわけでございます。

これは、機動性という面ではいいかも知れません。その都度必要な財源を確保できるという面ではいいことかも知れませんが、しかしいろいろ問題ははらむわけでございまして、今回の平成二十一年度予算のいわゆる執行分を引きますと、財投特会だけ見ますと金利変動準備金の残額は六・五兆円ですか、そういうふうになるそうで

でございます。これで、今後、二十一年度も補正予算を組まないかぬということもあるかも分かりません。二十二年度もこういう予算が組まれるか分かりません。そこにこれから使うという場合、例えばこの準備金六・五兆円がゼロになってもいいのとか、最悪ですね、極端に考えてですよ、そこまですわゆる想定されているのかどうかということとをちょっと確認したいんですが。

○政府参考人(木下康司君) お答えをさせていただきます。

○政府参考人(木下康司君) お答えをさせていただきます。

委員 補正予算そのものについては、先ほど大臣がお答えをしたとおりなんでしょうけれども、そのときにその財源として、一般論として申し上げれば、財投特会から一般会計への繰入れを行うことは法律上は排除されない、その場合に一体幾らまで使っているのかと、こういう御質問だろうと思うのですが、やはり金利変動準備金の水準というものは、千分の五十から下回れば下回るほど、その程度に応じて財投特会が将来財務の健全性を維持できずに債務超過になる可能性が高まることになるわけでございますので、仮に今後、金利変動準備金の更なる活用を検討するという場合には、やはり金利変動準備金を確保することの必要性とか金利変動準備金の意義等を総合的に勘案して決める必要がある等ございますので、現時点でもゼロにしていいかどうかは、ちょっとにわかにはなかなかお答えしにくい事柄かなと考えております。

○白浜一良君　まあそれは答えにくいかも知分からぬけれども、要するに、まだまだ使えるというぐうらい言える。まだまだ財源として使えるというぐうらいは言える。

○政府参考人(木下康司君) 法律の立て方からい
えば、まさに先生御指摘になったような法律の趣
旨に沿った施策であれば、財源として財投特会か
ら一般会計への繰入れを行うことは法律上排除さ
れないと思います。

ただ、いずれにせよ、その金額については現在ちよつと予断を持つてお答えできませんし、それ

二年度までの臨時特例的な対応として基礎年金の二分の一を国庫負担で負担するための財源というふうに考えてございます。

したがいまして、二十二年度においても基礎年金の二分の一を国庫が負担するための財源として金利変動準備金を活用することは予定されておりますので、その点についてはやはり留意してやらなければいけない、確保しておく必要はあるだろうと考えております。

○白浜一良君 はい、分かりました。今の問題はもうそれで結構です。

もう一点、先ほど大臣がおっしゃっておいましたが、私も国会に来てから、所得税が随分フラット化されて、もう最高税率も下がってフラット化されてきておるのをずっと委員会で経験いたしました。先ほども大臣述べていらっしゃいました

が、最高税率を下げてフラット化し過ぎたと、それがいわゆる所得の再分配機能を低下させているというふうにおっしゃっておりまして、それはそうだと思います。

今回、次の税制の抜本改正の場合、一つの大きな理念として、格差を是正するということも確かに大きな理念であるわけございまして、その意

味でこの附則に所得税の考え方を明示されておる

んですが、これは最高税率を上げようということなんでしょ。フラット化して、税負担が高額所得者だけじゃなしに中堅所得者も下がったということもある。だから、今までのいわゆるフラット化してきた経緯の中で、どことどこと何が問題だったのかということ明確にしないといけないと思うんですが、お考えがございましたら。

○国務大臣(与謝野馨君) 個人所得税につきましては、これまで税率の引下げや累進構造の緩和等を通じて、御指摘の中堅所得者層を含めすべ

ての所得階層において税負担水準が低下しているところでございます。一方、こうした改正の結果、所得税における所得再配分機能の低下が指摘されているという事実もございます。

今後、所得再配分機能の回復や格差是正の観点

御主人と奥様ないし家族の方が商店、中小企業をやっておられるということで、そういう意味では、私の選挙区でもはや商店とか中小企業で従業員を雇える人というのはほとんど実はいないということ、家内労働的に商店も中小企業もやっておられるということが実情でございます。したがって、おやじさんが亡くなるともう後継者がいない、店を閉じるというケースが非常に私が遭遇しているケースでございます。

○大門実紀史君　私も大臣と同じ認識でございます。

すので、今日はそういう方々の長い間の希望に

なっていることについて、是非改善の方向でとら

えてほしいということで取り上げたいというふう
に思います。

資料の一枚目に、所得税法第五十六条廃止を決
議したあるいは意見書を国に上げた地方議会と税
理士会を地図の中に落としてございます。所得税

法五十六条については初めてお聞きになる方もいらっしゃると思いますので、委員の中にも。とにかくこれをやめてくれと、廃止してくれという要望が物すごい出ているわけです。ここに書いてある税理士会だけではなくて、全国商工団体連合会、全商連の皆さんも長い間要望してきている事項でございます。

まず、ちよつと財務省、簡潔に、この所得税法五十六条というのは何なのかと、何の目的で定められたのか、ちよつと簡潔に説明してもらえますか。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

所得税法第五十六条では、事業主から生計を一にする親族が事業に従事したこと等により支払を受ける対価については、その事業主の事業所得の計算上、必要経費に算入しないこととしております。また、その親族の必要経費については、その

事業主の必要経費に算入する旨、規定されており
ます。

ちよつと具体的に申しますと、まさに事業主が
御主人で奥様が一緒に働いておられる、生計を一
にする親族を奥様といはしますと、どんな様から

奥様にその事業に従事したことによる対価を仮にお支払いになった場合に、その支払ったものは事業主の所得計算上は必要経費に算入しない、つまり、それはあくまでも事業主の事業所得として計算をいたしますという規定でございます。

これは、昭和二十四年のシャウプ勧告において所得税の課税単位を個人単位とするように指摘がされましたが、その際、家族従業員を雇用することによって所得分割を抑制する措置を併せて導入すべきという指摘がございましたので、この制度が昭和二十五年で税制改正において導入されたものでございます。

○大門実紀史君 要するに、家族従業員の給料は経費に認めない。その理由は、お父さんの所得を分割して課税を低くする目的で使われる可能性があるということ、民主的なシャウプ税制ではありましたが、そういう提案をしたときに、当時の国税庁といいますが、そういう心配があったわけで、シャウプ税制そのものは、それまでは、戦前は家族単位、世帯単位に課税するのを個人単位に課税するという点では先ほどありましたけれども、進歩的な改革だったんですが、個人単位といってもこれだけは認めないというふうなことが、もう六十年以上前ですが、定められたわけでございます。

これについて、先ほどありましたとおり、もう廃止してくれとそろそろ、もうやめてくれとこんなものは、税理士会からいろんな団体からも出ているわけですが、どういふ実害が出ているから皆さん廃止してくれとおっしゃっているのか、財務省は把握しておりますか。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。地方議会や税理士会の方から所得税法第五十六条の廃止についての決議や要望があることは承知いたしております。この御要望の内容につきましては、私も幾つかの論点を承知しております。一つは、白色申告者も生計を一にする配偶者が

事業に従事している場合、その就労形態は青色事業専従者とは何ら変わることがないのではないかと、税法上では青色申告にすれば給料を経費にすることができ、同じ労働に対して青色と白色で差を付ける制度自体が矛盾している。それから、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では自家労賃を必要経費としている中、大きな見直しの声も出ている。こういったことを御主張されていることを私も承知しております。

○大門実紀史君 つまり、もっと具体的にいろいろ実害出ているんですけれども。

外国と比べて、例えば韓国から日本に来て日本人の方と結婚した女性がお父さんの仕事を手伝って、自分の給料が経費に日本ではならないというのを聞いてびっくりして、何と遅れている国だというふうに言われたそうでございます。

更に言えば、例えば、今ありましたね、二枚目に資料を付けてありますけれども、青色申告を届出をして青色専従者ということならば一定のものがそのまま経費にできるというふうにしていくわけですね。そうじゃない白色事業専従者控除だと、もう定額の、奥さんの場合だと八十六万しか引かないよと、こうなっている、こういうふうな現状になっているわけです。

その中で、例えばこの白色の方なんかは、こういう八十六万の控除しかありませんから、保育園にお子さんを預けようと思つたときに、所得証明が取れないと、働いていないという証明が出せない。それで、民生委員の方に頼んでわざわざ働いているという証明をしてもらわなきゃいけないとか。例えば人の保証人にもなれないと。働いているんだけれども、この八十六万ということだけですから、所得がないということで人の保証人にもなれないし、御自分が、お母さんも一緒に仕事したりして車を運転したりするわけですよ、運んだりするわけですね、いろんなものを。そのときに事故に遭つたりすると、死亡したときだつてそうなんですけれども、休業補償だつて低い金額でカウントされると。例えば、専業主婦だつたら一日

五千幾らの補償になるんですけれども、この白色専従者給与のお母さんの場合だと、今の時点だと二千三百五十六円しか休業補償の金額として認められない。こういういろんな不正といいますが、不利益が実際に起きているわけでございます。

この二枚目の表でいくと、大体今、青色専従者給与にすると二百万円ぐらいが平均みたいなんですけれども、例えばあるお店でお父さんも含めて事業所得が一千万円ぐらいだとします。奥さんが一緒に仕事をやっている。控えて二百万だけ奥さんの給料を青色専従者控除で引いた場合と、それができなくて白色で八十六万しか引けなかった場合、この税額を比べてみると、青色の場合だつたら奥さんの分、二百万円引けますので、税金は約八十万円ぐらいいです。白色のままで、白色だと百十五万円、三十万円ぐらいい差が付いてしまうんです。ね、払う税金も。同じ仕事をやっていてですよ。同じ仕事をやっているのに、申告制度でこういう差が付いてしまうと、これはやっぱりおかしいんじゃないかと私は思うんですが、いかがですか、財務省は。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

事業所得につきましては、個人事業者が売上げ及び必要経費を適切に記録、記帳しまして、適正申告を行うということが大変重要でございます。ただ、我が国におきましては、すべての個人事業者について記帳、帳簿等保存義務を課すのではなく、帳簿書類を基礎として適正な申告を奨励する観点から青色申告制度を設け、青色申告者については、正確な記帳と帳簿書類の保存を求めまして、その申告には各種の税制上の優遇措置の適用を認める、こういう税制の構造になっておりますので、その点はまず前提として御理解いただきたいと思ひます。

このような所得税の構造の下で、青色申告者につきましては所得税法第五十六条の例外といたしまして、労務としての対価として相当と認められる範囲内の専従者給与について実額での必要経費

算入が認められ、この青色事業専従者給与については、その専従者の給与所得として取り扱われることとなります。

他方、青色以外の一般の個人事業者、白色の方は、青色申告者と異なりまして、記帳、記録等保存の程度が十分ではなく、対価の支払の実態について確認ができないことから、家族従業員に対する給与について必要経費算入を認めることについては種々問題があるということで、現状、五十六条によつて税法上給与収入とは認められないことになっております。

是非、青色申告者以外の方も所定の帳簿等を整備していただきまして、青色申告によつて適正な記帳、帳簿保存をしていただく、それによつてこの青色専従者の給与制度の適用を受けるといふことを是非ともお願いしたいと思つております。

○大門実紀史君 青とか白とか、その前提が私、間違つていると思つてますよ。この問題をどう考えるかといふと、そもそも実際に働いている人がいて、税法上、その人の人権を、人格を、存在すると、働いているという事実を認めるかどうかという、これは人格とか人権という税法上の概念の問題で、申告でどうのこうのはその後の話なんです。まず、働いているということを税法上認める。その人が働いている、つまりその人の人格を認めるかどうかというのが大前提の話でございます。これを青だつたら認めてあげるとか白だつたらどうのこうのというのは、これは勝手に財務省とか、元々大蔵省といいますが、国税庁が勝手にそんな、本当に非常に大事な基本的な権利にかかわることを勝手に制度で分けちゃつていて。これは越権行為であり、もうおこりななんです。よ。やっちゃいけないことなんです。だから、本来そういうことで考えたら、そういう制度によつて人が働いていることを働いてない、認めないというようなことはあつちやいけなというのが基本的な考えだと私は思うんですけど、与謝野大臣、いかが考えますか。基本的な話として、まず。

○国務大臣(与謝野馨君) 同じように働いている人、同じ税制が適用されるというのは先生のおっしゃるとおりだと思いますが、やっぱり税務署が見てある程度の確信を持ってなきやいけないわけですし、そういう意味では帳簿とかそういうものを整備していただくかいただかないかというのがやっぱり差が出てしまう。これはやむを得ないことだと私は思っています。

○大門実紀史君 ですから、与謝野さんね、税務署が見てという考え方が間違っていますよと申し上げているわけでございます。

じゃ青色申告なら、なぜこういうふうにしたかという、帳簿を付けてもらう人だけ、昔ですよ、今は白色だって付けるとなっていますけれども、昔ね、人だけ、所得を分割して課税逃れといえますか、低い税金で済まそうとするおそれがあるから帳簿を付けてもらおうと。何かそこが飛躍しているわけですよ。

例えば、じゃ青色申告だって、帳簿に付けたって実態と違う給与を書いちゃたらどうするんですか。結局は調査でしか分からないでしょう、そういう悪意な人がいた場合としても。同じなんです、白色でも青色でも。そうでしょう。書いてあるからといって、行ってみなきゃ分からないわけでしょう。税務署はだから疑って調査しているわけでしょう。だから、そういうことなんです。関係ないんですよ、青とか白というのは。分割して課税を低くしようということを防ぐには関係ないんですよ。まずそこが基本なんです。その上で、だから青色申告だってそういうふうになるわけですよ。

考えてみると、そんなことじゃなかったと私は思うんです。今おっしゃったとおり、税務署が見て、あるいは税務署が行って調べてと、このときに帳面を付けてくれれば調査がスムーズにいくと、これだけの話ですよ。資料を保存しておいてくれれば調べやすいと。そのインセンティブとして、あめとしてこの青色だけ専従者給与を認めるということを続けてきた以外、今となっては何

の意味もないというふうに思います。

三枚目に資料を付けましたけど、これはもう恥ずかしい話で、ほかの先進国は大体認めているわけです、家族従業員の経費を。これはもう時代遅れといえますか、ほかの国では認めているわけですから、日本でもそろそろ改めたらどうかと。もう遅きに失しているのではないかと私思いますけれども。

多分、今まで、先ほどの話だと、ほかの国は記帳義務がありますと、日本は青色はありますと。しかし、ここに書いてあるでしょう、財務省。白色だって昭和五十九年から記帳義務になっているわけですよ。ですから、私から言わせると、昭和五十九年から、もう白とか青とか言わないで、全部必要経費に認めるべきだったと。百歩譲って皆さんの理屈に従ったとしても、昭和五十九年の白色申告者も記帳義務、資料保存を義務化したわけですから、これはアメリカとかイギリス、ドイツ、フランスは、こういう青色とかないですよ。韓国は緑色申告というのををつくりましたけれども、普及しないのでやめちゃったんですよ。だから、日本だけなんです、この青色とか白色とかやっているのは。

あえて、そういう記帳をしてほしいと、記帳した人にはやっぱり負担掛けているから何らかのメリットを与えようと思うならば、こういう人にかかわる、人の給与とか税法上の人格にかかわることではない特典を、今でもありますね、青色申告特別控除とかありますよね、別の特典で、帳簿を付けていただいたこととか資料をきちっとそろえてもらったと、青色申告の方だけ特別に負担掛けていることについてはほかのことでインセンティブ、特典を設けるべきであって、人格にかかわるもので差別をするというのはもうおやめになるべきだと。私は、そういう時代、もうそんな、当たり前の話をしていくわけですけれども。

大体、有識者の方々、よくいろんな今の意見を見てください。もうほとんど、どんな立場の方であれ、この五十六条はもう所得税法の中で本場に

化け物みたいなものだ、いまだに残っていると、これはそろそろもう変えるべきだ、考え直すべきだという意見が非常に多いんですよ。そういう点でいきますと、これを置いておく根拠は何もないですから、青色とか何だとか言うならば、ほかのことで特典付けなさいよ。人にかかわることとは本場に検討すると、研究、検討すべきだというふうに思いますが、大臣、いかが思われますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 少し研究してみます。

○大門実紀史君 そうおっしゃってもらうともう聞くことはありませんで、これで終わりたいと思います。

非常に時代遅れになっているということは財務省全体でよく認識してもらいたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(円より子君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

(参照)

平成二十一年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

第百七十一回国会(常会)

まず、一般会計歳入予算額は、八十八兆五千四百八十億百万円でありまして、これを前年度予算額(補正予算(第一号)による補正後の改予算額以下同じ)に比較いたしますと、四兆四千二百二十五億三千九百万円の増加となっております。

以下、歳入予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は、四十六兆三千十億

円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、七兆四千五百十億円の減少となっております。

この予算額は、現行法による租税及印紙収入見込額四十五兆八千八百八十億円から、平成二十一年度の税制改正による減収見込額四千三百五十億円を差し引き、社会資本整備事業特別会計に組み入れられている揮発油税を一般会計に組み入れることによる増収見込額六千五百億円を加えたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、住宅ローン減税の拡充等による減収額を見込んだ上で、十五兆五千七百二十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、中小法人等の軽減税率の引下げ等による減収額を見込んだ上で、十兆五千四百四十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、十兆三千三百億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税一兆五千二百二十億円、酒税一兆四千二百億円、たばこ税八千四百三十億円、揮発油税二兆六千二百八十億円、及びその他の各税目を加え、租税及印紙収入の合計額は、四十六兆三千十億円となっております。

第二に、その他収入は、九兆五千五百十億百万円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、四兆三千二百二十五億三千九百万円の増加となっております。

このうち主なものは、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの受入金四兆二千三百五十億円のほか、外国為替資金特別会計受入金二兆四千億円、日本銀行納付金六千六百九十四億円、日本中央競馬会納付金二千五百七十八億九百万円等であります。

最後に、公債金は、三十三兆二千九百四十億円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしますと、七兆五千五百十億円の増加となっております。

この公債金のうち、七兆五千七百九十億円は、建設公債の発行によることとし、残余の二十五兆七千五百十億円は、特例公債の発行によることといたしております。

なお、特例公債の発行及び財政投融資特別会計、財政融資資金勘定からの受入れにつきましては、別途、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」を提出し、御審議をお願いいたしております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、二十二兆九千八百三十三億二千四百万円でありまして、これを前年度予算額と比較いたしますと、一兆二千二十四億千円増加となっております。

これは、国債費が四千六百五十八億二千九百万円、経済緊急対応予備費を含め予備費が一兆千億円増加しましたが、他方、政策金融費が三千五百九十八億四千八百万円減少したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、国債費につきましては、二十兆二千四百三十七億三千百万円を計上いたしておりますが、この経費は、一般会計の負担に属する公債及び借入金等の償還及び利子の支払並びにこれらの事務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

第二に、経済協力費につきましては、千五百三十七億五千三百万円を計上いたしておりますが、この経費は、独立行政法人国際協力機構に対する出資及び国際開発金融機関を通じて供与する開発途上国に対する経済協力等に必要なものであります。

第三に、政策金融費につきましては、六百五十七億五千万円を計上いたしておりますが、この経費は、株式会社日本政策金融公庫への出資等に必要のものであります。

第四に、国家公務員共済組合連合会等助成費に

つきましては、六百五十七億九千八百万円を計上いたしておりますが、この経費は、「国家公務員共済組合法」等に基づく基礎年金拠出金の一部負担等に必要なものであります。

第五に、経済緊急対応予備費につきましては、一兆円を計上いたしておりますが、この経費は、雇用、中小企業金融、社会資本整備等の経費に係る予見し難い予算の不足に充てるためのものです。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いたしております。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、国債整理基金特別会計におきましては、歳入百八十三兆三千九百三十五億三千三百万円、歳出百七十一兆三千九百三十五億三千三百万円、差引き十二兆円の歳入超過となっております。

このほか、地震再保険、財政投融資、外国為替資金及び特定国有財産整備の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の政府関係機関の収入支出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

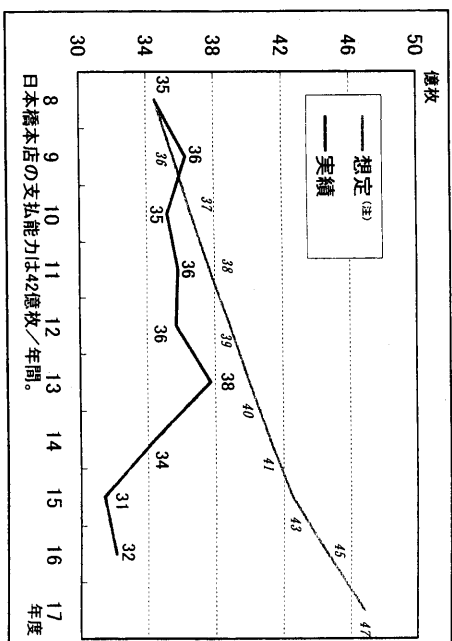
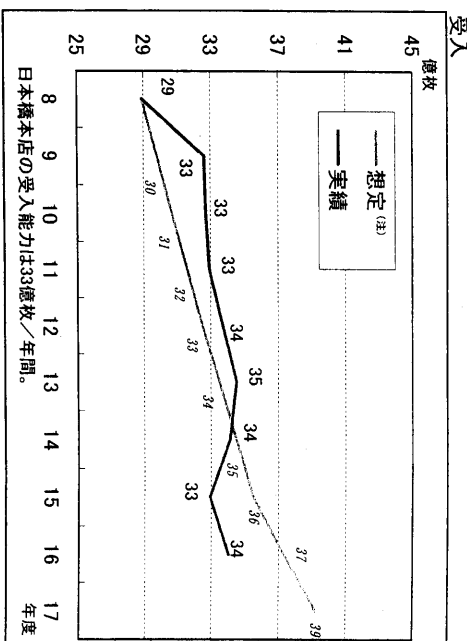
まず、株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務におきましては、収入二千三百九十四億五百万円、支出千六百三十八億四千七百万円、差引き七百五十五億五千八百円の収入超過となっております。

このほか、同公庫の農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務の各業務の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

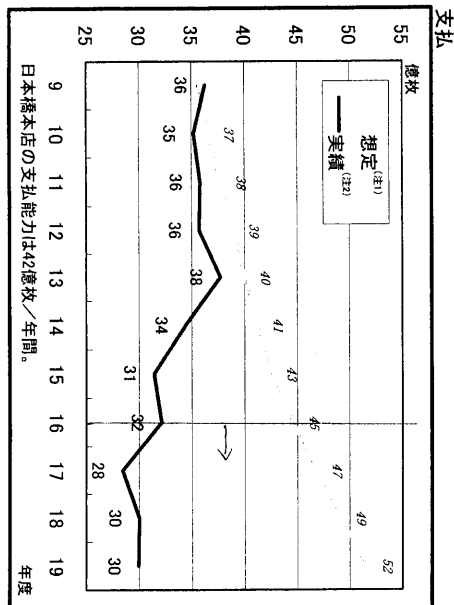
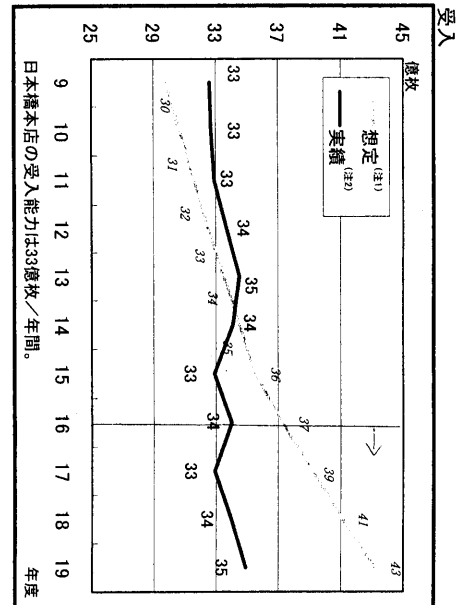
以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(大久保勉委員資料)

想定との比較



(注) 想定物量の伸び率は、8年度をベースに、政府・新経済計画(7～12年度、7/12月策定)に基づき、名目GDPの想定伸び率(+3%)を適用。16年度以降は想定伸び率を+5%に引上げ。

銀行券受払物量の推移
(日本橋本店・戸田分館)

(注1) 想定物量の伸び率は、8年度をベースに、政府・新経済計画(7～12年度、7/12月策定)に基づき、名目GDPの想定伸び率(+3%)を適用。16年度以降は想定伸び率を+5%に引上げ。
(注2) 日本橋本店と戸田分館(平成15年度～)における取扱物量の合計。

出典：日本銀行提出資料

平成 21 年 3 月 24 日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保 勉

資料 3

発券局長経験者の再就職状況 (平成 10 年度以降に退職した者)

	退職日	発券局長在任期間	再就職先・役職名※
1	H10. 5. 21	H 7. 7. 10 ～ H 8. 5. 22	日本証券金融(株) 常務取締役
2	H10. 12. 24	H 9. 7. 18 ～ H10. 12. 24	(株)日本債券信用銀行 代表取締役頭取
3	H15. 8. 30	H10. 12. 24 ～ H12. 5. 10	商工組合中央金庫 理事
4	H17. 9. 14	H12. 5. 11 ～ H15. 5. 25	(社)第二地方銀行協会 常務理事
5	H17. 5. 17	H15. 5. 26 ～ H17. 2. 20	日本証券金融(株) 常務取締役
6	H20. 5. 6	H17. 2. 21 ～ H20. 4. 6	(株)富山銀行 取締役副頭取

※ 退職年度末時点。「6」については、H21.3.23 現在。

出典：日本銀行提出資料

平成 21 年 3 月 24 日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保 勉

平成20年4月～12月における契約金額上位20件

資料4

順位	契約締結日	契約内容	契約区分	契約金額 (百万円)※1	契約の相手方名	契約方式	随意契約事由 ※2	再就職者数 ※3
1	平成20年4月1日	銀行券自動鑑査システム製作・納入	物品	5,905	(株)東芝	随意契約	イ、ロ	0
2	平成20年4月1日	銀行券自動鑑査機製作・納入	物品	1,475	(株)東芝	随意契約	イ	0
3	平成20年6月18日	本店行舎給排水設備等改修工事	不動産	961	大成建設(株)	一般競争入札	—	0
4	平成20年12月10日	銀行券自動鑑査機製作・納入	物品	492	(株)東芝	随意契約	イ	0
5	平成20年9月30日	日銀ネットにかかる維持管理に関する業務委託	システム	468	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	随意契約	ロ	0
6	平成20年4月1日	ソフトウェア(日銀ネット関連)使用許諾	システム	411	(株)日立製作所	随意契約	イ	0
7	平成20年4月4日	銀行券自動鑑査機用鑑査機修理	物品	388	(株)東芝	随意契約	ロ	0
8	平成20年12月1日	ソフトウェア(日銀ネット関連)使用許諾	システム	356	日本アイ・ビー・エム(株)	随意契約	イ	0
9	平成20年4月1日	ホストコンピュータおよび関連機器(日銀ネット関連)の保守	システム	281	日本アイ・ビー・エム(株)	随意契約	イ	0
10	平成20年12月1日	ソフトウェア(日銀ネット関連)使用許諾	システム	274	日本アイ・ビー・エム(株)	随意契約	イ	0
11	平成20年4月1日	ソフトウェア(日銀ネット関連)使用許諾	システム	268	日本アイ・ビー・エム(株)	随意契約	イ	0
12	平成20年9月30日	本店建物・設備管理等業務	不動産	268	日本ビルサービス(株)	一般競争入札	—	1
13	平成20年4月1日	ソフトウェア(日銀ネット関連)使用許諾	システム	206	(株)日立製作所	随意契約	イ	0
14	平成20年5月23日	設備部品交換等工事	不動産	185	三菱重工業(株)	随意契約	ロ	0
15	平成20年12月1日	ソフトウェア(統合ホスト関連)使用許諾	システム	184	日本アイ・ビー・エム(株)	随意契約	イ	0
16	平成20年9月30日	歳入金等OCR処理システムにかかる維持管理に関する業務委託	システム	182	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	随意契約	ロ	0
17	平成20年9月5日	本店自家発電設備オーバーホール工事	不動産	180	(株)第一テクノ	随意契約	ロ	0
18	平成20年12月1日	ソフトウェア(統合ホスト関連)使用許諾	システム	179	日本アイ・ビー・エム(株)	随意契約	イ	0
19	平成20年4月1日	ソフトウェア(日銀ネット関連)保守	システム	173	日本アイ・ビー・エム(株)	随意契約	イ	0
20	平成20年4月1日	ソフトウェア(日銀ネット関連)使用許諾	システム	167	(株)日立製作所	随意契約	イ	0

※1 契約金額は原則として契約締結時の金額(増減四捨五入)。単価契約、月額契約等の場合は契約期間または1年間(契約期間が1年超の場合)に相当する金額を記載。

※2 随意契約事由

イ 代替性のないものや特許権等の排他的権利を対象とする契約など、特定の者以外の者が契約を履行することが不可能な場合

ロ 既調達物品・システム・工事等と間で高度の互換性や連携性を確保する必要があり、既調達物品等の契約相手方と契約を締結することが契約目的達成のため不可欠である場合

※3 契約相手方の役員のうち、直近の有価証券報告書、ディスクロ誌等により、過去に日本銀行役職員であったことが確認できた者の数。

出典：日本銀行提出資料

平成21年3月24日

財政金融委員会

民主党・新緑風会

・国民新・日本

大久保 勉

資料5

平成20年4～12月における契約金額上位20件の
契約相手方(8社)・関係会社への再就職者数

	再就職者数※			
	当 社	親 会 社	連結子会社	持分法適用 関連会社
(株)東芝	0	—	0	0
大成建設(株)	0	—	0	0
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	0	0	1(1)	0
(株)日立製作所	0	—	0	0
日本アイ・ビー・エム(株)	1(0)	0	0	0
日本ビルサービス(株)	1(1)	0	0	0
三菱重工業(株)	0	—	0	0
(株)第一テクノ	0	—	—	—

※ 役員については直近の有価証券報告書・ディスクロ誌等により、役員以外の社員については現時点で日本銀行が把握している限りの情報により、過去に日本銀行役職員であったことが確認できた者の数(括弧内はうち役員数)。

出典：日本銀行提出資料

平成21年3月24日

財政金融委員会

民主党・新緑風会

・国民新・日本

大久保 勉

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、庶民増税・消費税増税を行わないこと等に関する請願(第一〇一八号)(第一〇一九号)(第一〇二〇号)(第一〇二二号)(第一〇二四号)

一、酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願(第一〇六六号)(第一〇七六号)

一、保険業法改定の趣旨に沿って、自主共済の適用除外を求めることに関する請願(第一〇七七号)

第一〇一八号 平成二十一年三月九日受理
庶民増税・消費税増税を行わないこと等に関する請願

請願者 名古屋千種区星が丘元町五ノ三ノ五〇二 岡本元次 外六百十三名

紹介議員 井上 哲士君

多くの高齢者は物価高の中、生存権さえ脅かされておられ、ワーキングプアもやがては無年金・低年金者である。政府も、対策を検討せざるを得なくなっているが、保険料なしで年金を支給する最低保障年金以外に根本的な解決はない。政治家や新聞社が最低保障年金を提案しているが、財源を消費税増税に求めるのではなく、軍事情や無駄な公共事業費を減らし、負担する力のあるところから集める税金でつくるべきである。

ついで、次の事項について実現を図られた。

一、公的年金等控除・老年者控除、定率減税などを元に戻すとともに、大企業・高額所得者に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないこと。

第一〇一九号 平成二十一年三月九日受理
庶民増税・消費税増税を行わないこと等に関する請願

請願者 高知市福井町一、四二八ノ三三 濱田美保 外六百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇一八号と同じである。

第一〇二〇号 平成二十一年三月九日受理

庶民増税・消費税増税を行わないこと等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市大成町二ノ八ノ二 山本英昭 外六百十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇一八号と同じである。

第一〇二二号 平成二十一年三月九日受理
庶民増税・消費税増税を行わないこと等に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ一二ノ一 中村加津子 外六百十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇一八号と同じである。

第一〇二二号 平成二十一年三月九日受理
庶民増税・消費税増税を行わないこと等に関する請願

請願者 埼玉県新座市道場二ノ七ノ三 豊岡孝雄 外六百十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇一八号と同じである。

第一〇二三号 平成二十一年三月九日受理
庶民増税・消費税増税を行わないこと等に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津二、五七六 松本修 外六百十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇一八号と同じである。

第一〇二四号 平成二十一年三月九日受理
庶民増税・消費税増税を行わないこと等に関する請願

請願

請願者 広島市東区馬木六ノ四五七ノ二〇

紹介議員 〇 中野賢太 外六百十三名
山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇一八号と同じである。

第一〇六六号 平成二十一年三月十日受理
酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願

請願者 福岡市博多区相生町三ノ三ノ四一 高田正穂 外七千四百七十九名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第一〇七六号 平成二十一年三月十二日受理
酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願

請願者 秋田市牛島西二ノ五ノ二二 加美山大 外二千百十五名

紹介議員 秋元 司君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第一〇七七号 平成二十一年三月十二日受理
保険業法改定の趣旨に沿って、自主共済の適用除外を求めることに関する請願

請願者 広島市安佐南区長楽寺三ノ二二ノ九 盛谷博文 外二百三十六名

紹介議員 亀井 郁夫君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

平成二十一年四月二日印刷

平成二十一年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

O